

あま市津波避難計画

平成 30 年 3 月

あ ま 市

目次

第1章はじめに	1
第1節 計画策定の考え方	1
第1項 目的	1
第2項 計画の対象とする期間	1
第3項 計画の定期的・継続的見直し	1
第4項 本計画で対象とする津波	1
第5項 用語の定義	2
第2節 あま市の特性と課題	3
第1項 地形・地盤の特性	3
第2項 社会的特性	5
第2章津波浸水想定区域	7
第1節 地震被害の想定	7
第1項 震度分布	7
第2項 液状化危険度分布	8
第3項 被害想定	9
第2節 津波浸水想定区域の設定	11
第1項 津波浸水分布	12
第3節 津波到達時間分布	13
第3章避難対象地域の指定	16
第1節 津波避難の基本的な考え方	16
第2節 避難対象地域の指定	17
第4章避難困難地域の検討	19
第1節 避難可能距離の算出	19
第1項 避難方法	19
第2項 避難速度の設定	19
第3項 避難可能距離の算出	19
第4項 避難目標地点・避難場所の設定	21
第2節 避難困難地域の抽出	21
第1項 避難困難地域の考え方	23
第2項 避難困難地域の範囲	25
第3節 津波避難に対する課題	29
第1項 地震発生直後の対応	29
第2項 避難困難地域での対応	32
第5章避難場所、避難路等の検討	35
第1節 避難場所の検討	35
第1項 避難対象地域内の避難場所	35
第2節 区別緊急避難場所の検討	39
第1項 七宝町沖之島	39

第2項	七宝町遠島	40
第3項	七宝町安松	41
第4項	七宝町秋竹	42
第5項	七宝町桂	43
第6項	七宝町下田	44
第7項	七宝町川部	45
第8項	七宝町伊福・七宝町下之森・七宝町徳実	46
第9項	七宝町鷹居・七宝町鯉橋	47
第10項	篠田	48
第11項	小橋方・乙之子	49
第12項	新居屋	50
第3節	津波避難ビルの検討	51
第1項	津波避難ビル検討の考え方	51
第2項	避難困難地域における津波避難ビルの検討	52
第4節	避難路の検討	55
第1項	避難路設定の考え方	55
第2項	避難路の設定	55
第6章	初動体制（職員参集）	58
第1節	連絡・参集体制	58
第1項	職員の配備体制及び配備基準	58
第2項	職員への周知	58
第2節	災害対策本部の体制	59
第7章	避難誘導體制	61
第1節	避難誘導等の従事者の安全確保	61
第1項	退避の優先	61
第2項	退避ルール確立	61
第3項	住民自ら身を守る意識の啓発	61
第4項	避難誘導等に従事する者の負担軽減	61
第2節	津波情報等の収集・伝達	61
第1項	情報収集	62
第2項	津波警報等情報の伝達	63
第3項	市民等への伝達	64
第3節	避難勧告・指示等の発令	64
第1項	発令基準	64
第2項	避難勧告、指示伝達方法	65
第3項	安否情報の収集	65
第8章	津波対策の普及啓発活動	66
第1節	基本的な考え方	66
第2節	津波防災教育・啓発活動	66
第1項	職員に対する防災知識の普及、啓発	66

第2項	住民等に対する防災知識の普及、啓発	66
第3項	児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発	67
第9章	避難訓練計画	68
第1節	訓練の実施体制	68
第2節	訓練の内容	68
第3節	訓練の検証	69
第1項	訓練の検証	69
第2項	訓練の継続的な実施	69
第10章	要配慮者の避難対策	70
第1節	社会福祉施設等における対策	70
第2節	避難行動要支援者対策	70
第3節	外国人等への対策	70
第4節	平常時からの関係構築	70

第1章 はじめに

第1節 計画策定の考え方

第1項 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけての広い範囲で大きな被害が発生し、特に岩手県・宮城県・福島県の沿岸部を中心とする地域では想定を大幅に上回る大津波が襲い、被害も甚大なものとなりました。

こうした中で、平成25年には災害対策基本法の改正が行われ、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成義務化等の対策が盛り込まれるなど、市民の生命・身体を守るための様々な取り組みが進められています。

愛知県においても、平成23年度から平成25年度の3年間にわたり「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施し、主に海溝型地震についてのハザードの予測が行われました。平成27年には、被害予測結果を前提に、東日本大震災の教訓やその後の国の災害対策法制の見直し等を踏まえつつ、県内の沿岸市町村等において津波避難計画を策定するにあたっての参考となるべき指針として「愛知県市町村津波避難計画策定指針」が作成され、沿岸市町村に対して津波避難計画の策定を働きかけています。

本市は海拔0m前後の平坦な低地が広がり、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、津波等により大きな被害を受ける可能性が高い地域です。このため、あま市津波避難計画（以下「本計画」という。）では、愛知県が公表している理論上最大規模の津波を対象に、本市における被害の状況を明らかにし、市民の生命・身体の安全確保を目的として、市民が円滑に津波避難を行うための基本的な方針をとりまとめることとします。

第2項 計画の対象とする期間

本計画の対象とする期間は、市民等の生命や身体の安全を確保するため、地震発生直後から津波が収束するまでとする。

第3項 計画の定期的・継続的見直し

津波避難計画は市内の多様な主体と協力して取り組む必要があるため、継続的に対策検討を行い、対策の質を向上させる仕組みを構築する必要がある。計画の改善が行われるようPDCAサイクルを組み込む。また、日常の防災意識（自宅の耐震化、備蓄品の状況等）の啓発など、日常の暮らしと一体のものとして防災の視点を取り入れるとともに、進捗管理による確認などを通じて、常に意識付けを行っていくものとする。

第4項 本計画で対象とする津波

本計画では、愛知県が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」で、理論上最大想定モデルと呼ばれる、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、主として「命を守る」という観点であらゆる可能性を考慮した地震・津波（最大クラスの津波）を対象とする。

第5項 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は以下の通りとする。

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために市が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない場合がある。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を本市が指定する。
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき、原則として市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
広域一時滞在	改正災害対策基本法第 86 条の 2 又は第 86 条の 3 の規定に基づき、自治体間の協議により、市の区域を越えて被災住民を避難させることをいう。

第2節 あま市の特性と課題

第1項 地形・地盤の特性

本市域は、濃尾平野の南部に位置し、木曾川などの堆積物によって形成された氾濫原低地、三角州からなる平坦な地形となっている。砂やシルトなどが厚く堆積し、湿地性の地域も多い。

現在では、市街地や住宅地には盛土がなされ、元の地形が分かりにくくなっているが、地盤の緩い低湿な土地が多いことから、大規模地震の際には液状化が起りやすい地域である。

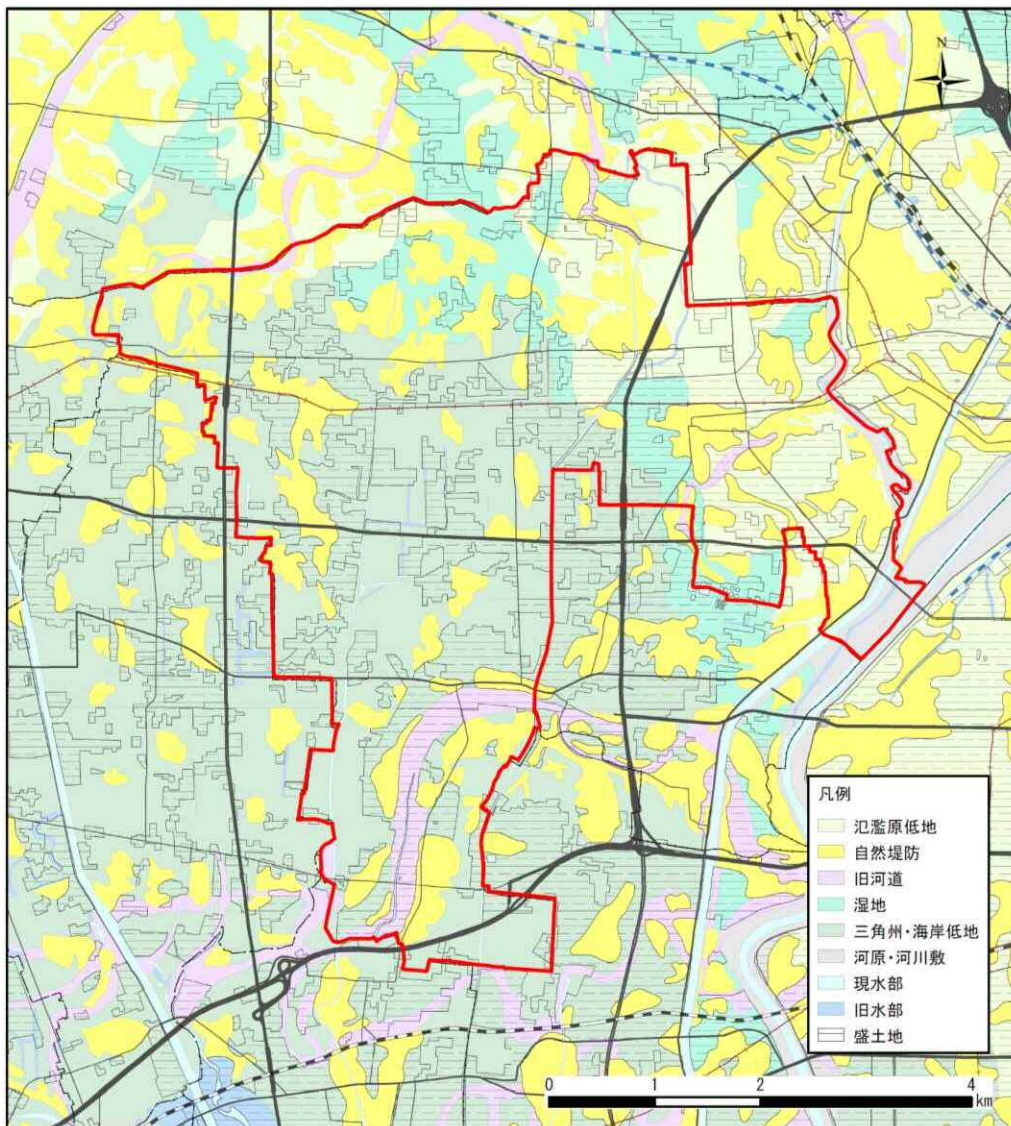


図 1-1 あま市の地形分類

資料：土地履歴調査(地形分類)

市域の標高分布をみると、市中心部から南西部にかけての広い範囲が標高0 m以下となっている。そのため、河川護岸が破堤した場合、浸水範囲が広範囲となることが予測されるとともに、排水機能が低いため、一度浸水すると浸水期間が長期にわたることが想定される。

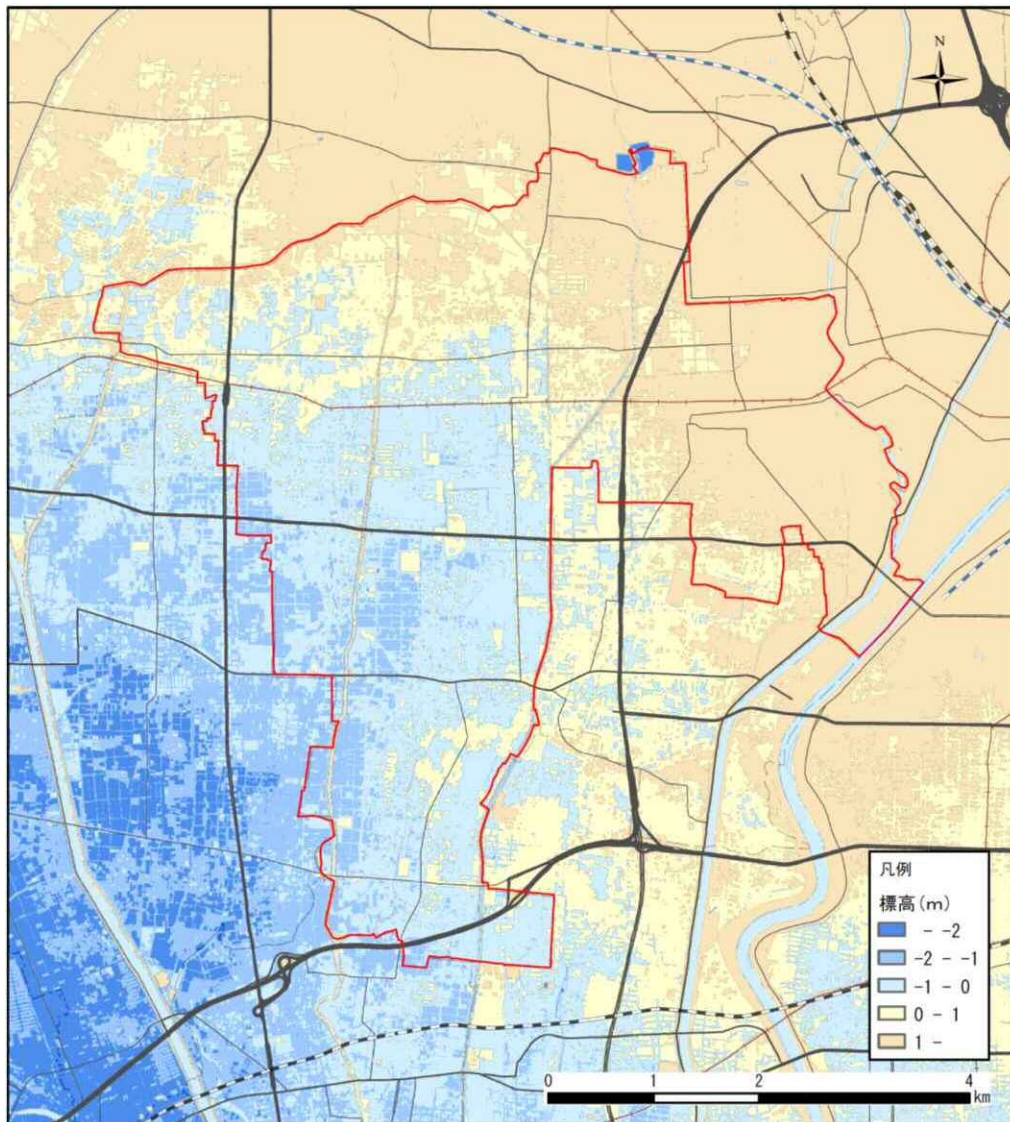


図 1-2 あま市の標高分布

資料：都市基盤情報数値標高モデル(5mメッシュ)

第2項 社会的特性

人口分布

区別に人口分布をみると、市北東部では甚目寺、新居屋の人口が多いほか、名古屋市方面に近い地域の人口が比較的多い。市北西部では篠田、木田で人口が多くなっているが、比較的人口の少ない地域が多い。市南西部では際だって多い地域はない。

過去5年間（平成24～29年）の区別人口増減数をみると、市北東部で100人以上増加した地域が多いのに対し、市北西部や市南西部では人口が減少した地域が多い。

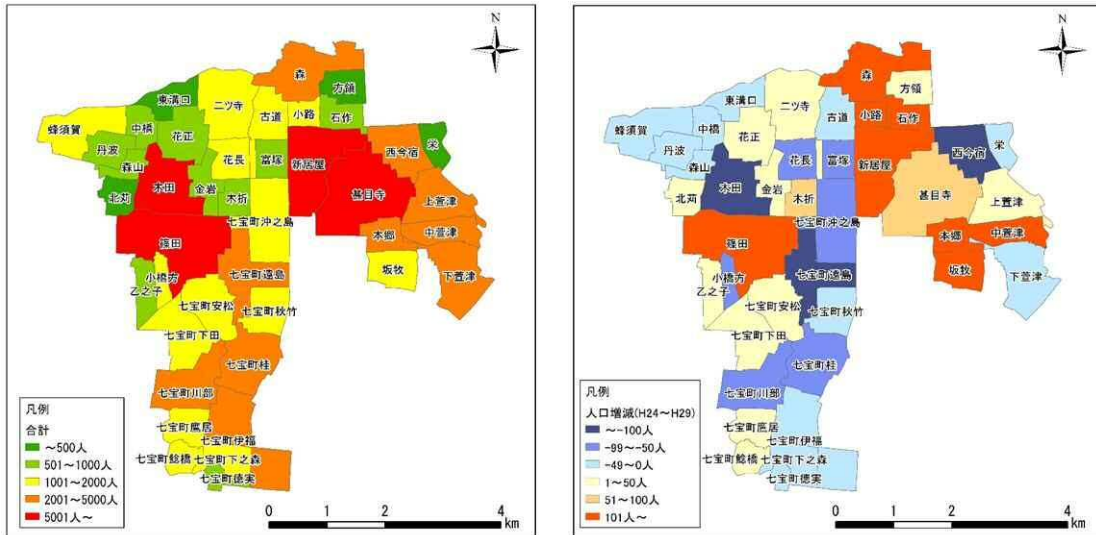


図1-3 区別人口分布と人口増減

（左図：人口分布(平成29年8月1日現在)、右図：人口増減(平成24～29年)）

資料：あま市資料

高齢者の分布をみると、65歳以上、80歳以上ともに人口の多い地域で多い。高齢者は、避難時に支援を要する可能性が高いことから、これらの地域では災害時の安全かつ迅速な避難支援活動について平常時から検討しておくことが望ましい。

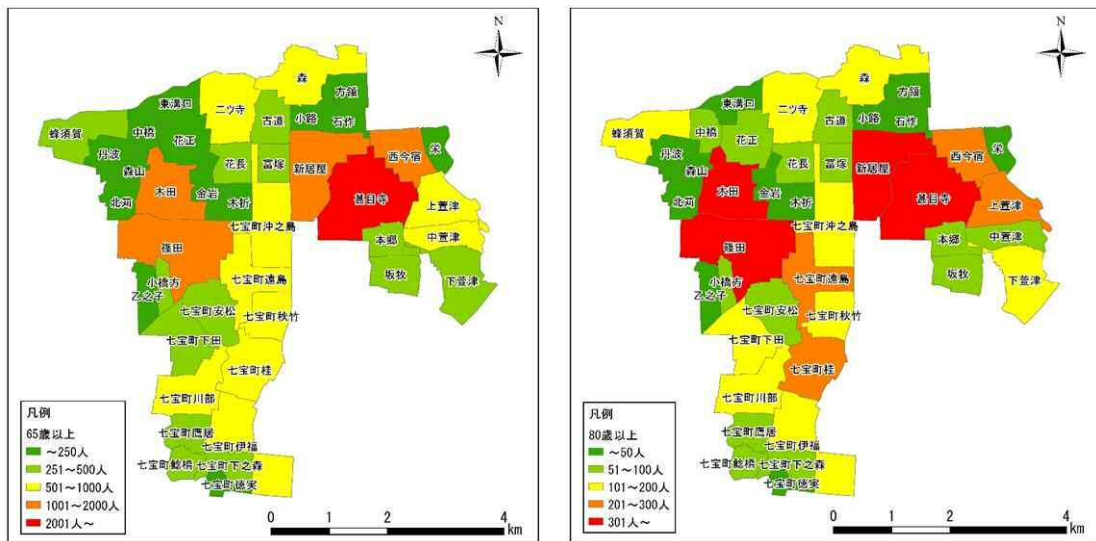


図1-4 区別人口分布(平成29年8月1日現在)

（左図：65歳以上人口、右図：80歳以上人口）

資料：あま市資料

土地利用

本市の土地利用は、幹線道路や鉄道沿いを中心に広い範囲で市街地が発達しているが、市北東部に農地が比較的まとまって残っているほか、市北西部から南西部にかけても市街地の周辺部に農地が点在している。

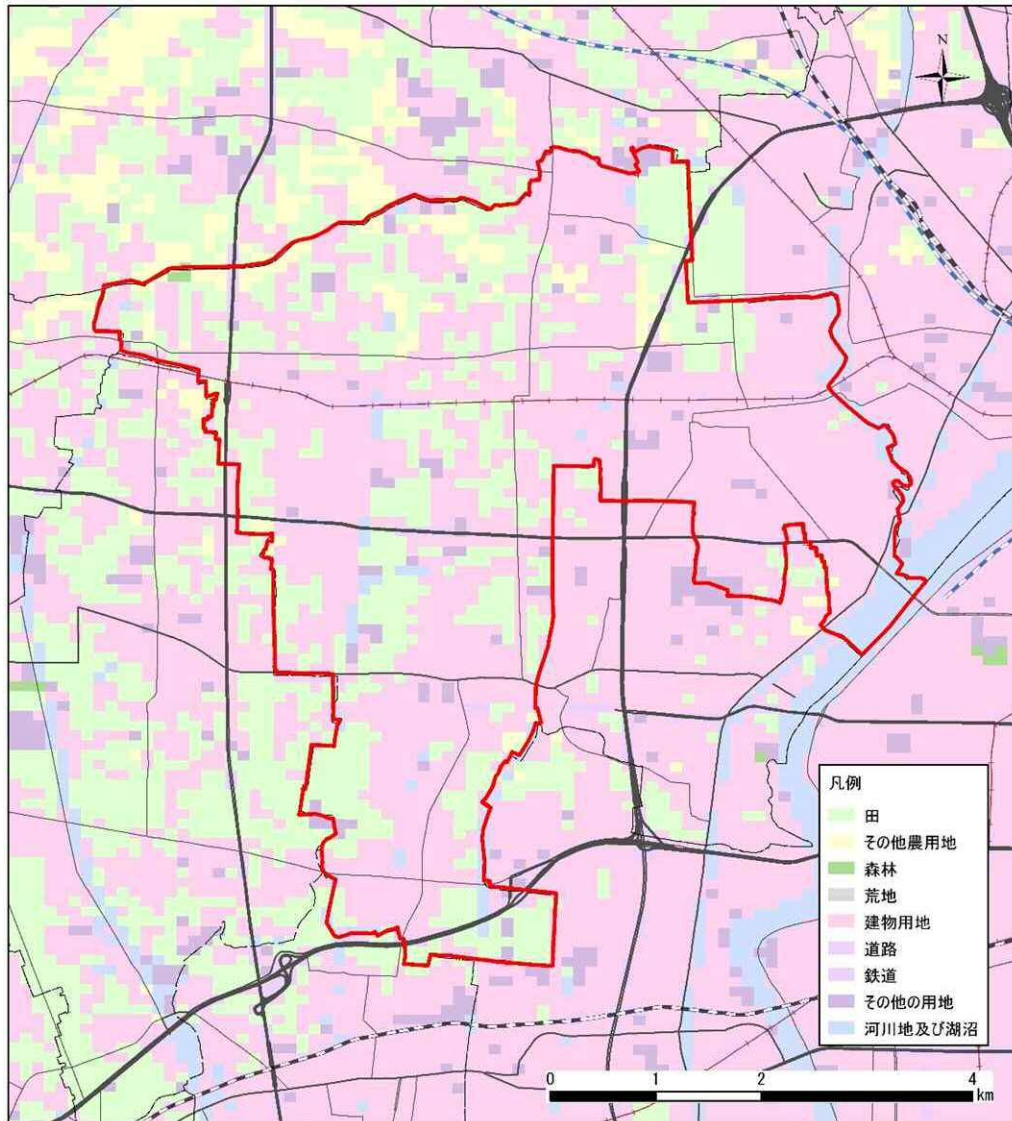


図 1-5 あま市の土地利用現況

資料：国土数値情報(土地利用細部メッシュ(平成 26 年度))

第2章 津波浸水想定区域

第1節 地震被害の想定

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」に基づき、本市における被害想定概要を以下に示す。

第1項 震度分布

本市及び周辺の震度分布をみると、本市域はほぼ全域で震度6であり、東部の一部に震度7もみられる。震度6強・7とは、人の体感・行動は「立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。」状況である（「気象庁震度階級関連解説表」より）。また、木造建築物、コンクリート構造物、地盤、ライフライン、道路構造物などに大きな影響が出る。

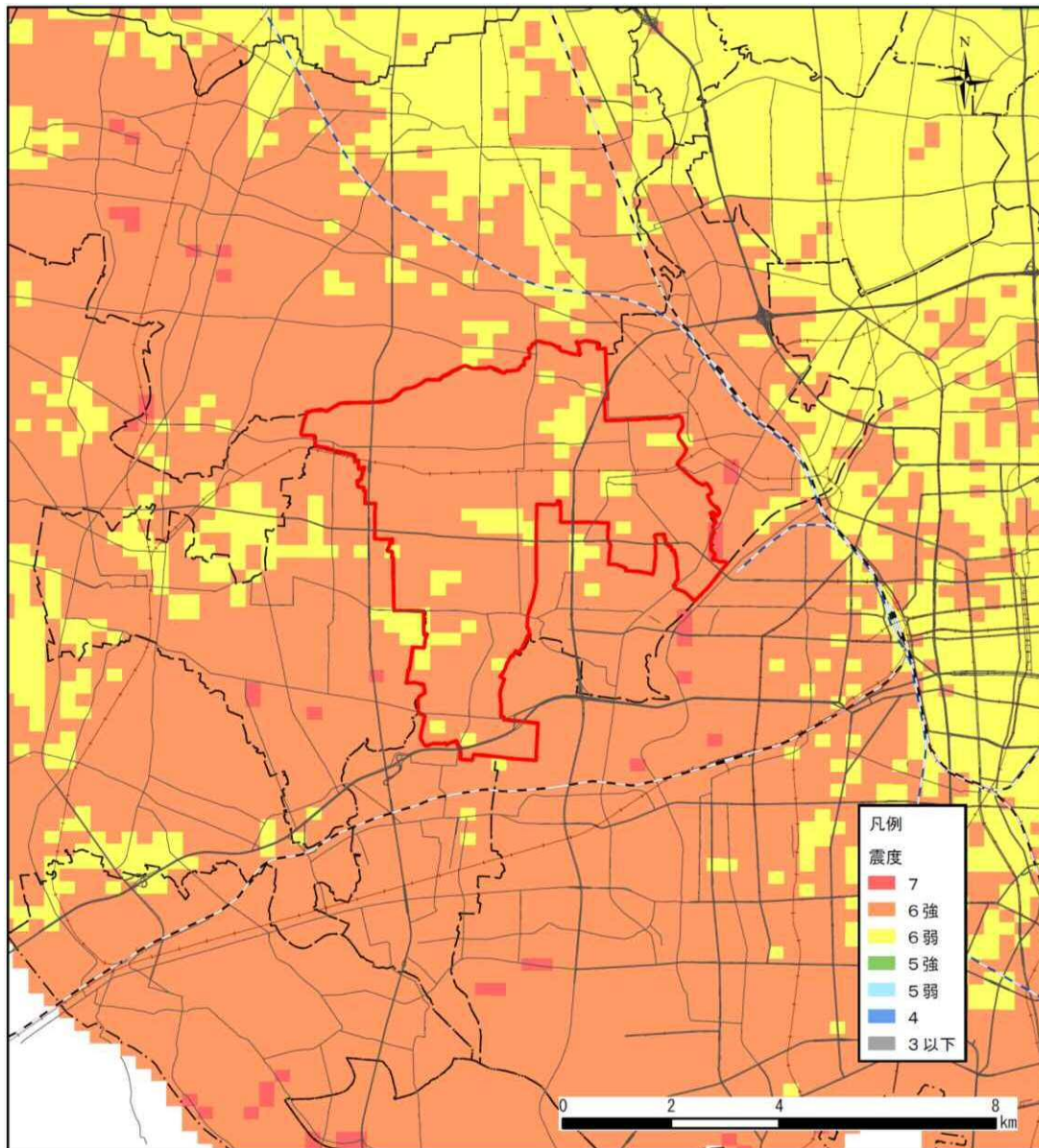


図 2-1 最大想定モデル 陸側ケースの場合の震度予測

第2項 液状化危険度分布

本市及び周辺部の液状化危険度分布をみると、本市では軟弱地盤が多いことからほぼ全域で「極めて高い」と想定されている。

このため、避難の際の阻害要因となる建築物等の倒壊・傾斜や道路の陥没、地下埋設物の浮上等、管路や電線の切断による影響が市内各所で広範に生じる危険性が高い。

本市では、特に河川堤防において、地震動により液状化し堤体下部にめり込みとゆるみが発生し堤体のすべりや天端の亀裂、陥没を招くことから、河川水の浸水が危惧される。

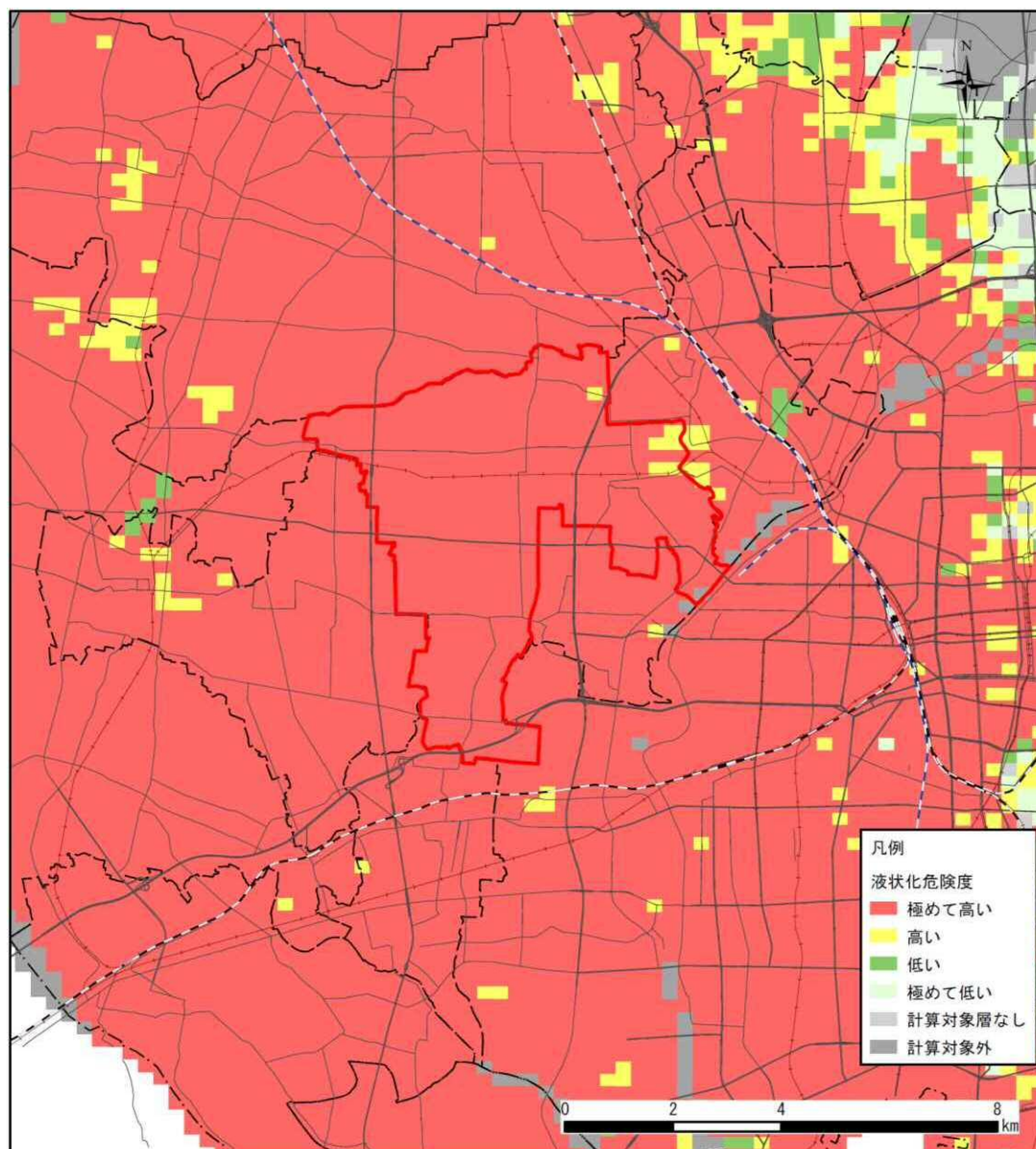


図 2-2 最大想定モデル 陸側ケースの場合の震度予測

第3項 被害想定

県、市で地震対策の軸になる想定として位置つけられているのは「過去地震最大モデル※」による被害想定であるが、本計画では最も本市が被害を受ける場合を想定するため、「理論上最大モデル」でのシミュレーション結果に基づいて策定を行う。

(※南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデル)

○ 揺れ、液状化：震度6弱(3)、震度6強(25)液状化可能性(中：1、大：27)

全壊・焼失棟数 (冬夕18時発生)	揺れ	約3,600
	液状化	約1,100
	浸水・津波	約60
	急傾斜地崩壊等	わずか
	火災	約1,700
	合計	約6,500
死者数 (冬深夜5時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊	約200
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約10
	浸水・津波	約60
	(うち自力脱出困難)	約60
	(うち逃げ遅れ)	約10
	急傾斜地崩壊等	わずか
	火災	約20
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	わずか	
合計	約300	

その他、本市域で発生しうる地震として、東海地震、東南海地震、東海・東南海連動地震、養老―桑名―四日市断層帯の破砕による直下型地震がある。これらによる地震動・液状化の予測状況は次表のとおりである。

本市における地震動・液状化予測状況

想定地震	地震動・液状化								
	計測震度面積率(%)					液状化危険度面積率(%)			
	5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0、対象外)	低い (PL=0-5)	高い (PL=5-10)	極めて高い (PL=15-)
想定東海地震	29	71	0	0	0	16	64	20	0
想定東南海地震	0	43	57	0	0	0	29	39	32
想定東海・東南海 地震連動	0	23	75	2	0	0	6	55	39
養老―桑名―四日市 断層帯	0	75	25	0	0	6	30	57	7

建物関係被害予測状況

想定地震	建物							
	建物被害						火災（冬 18 時）	
	全壊		半壊		合計		出火件数	焼失棟数
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合		
想定東海地震	約 180	0.5%	約 1,180	3.7%	約 1,360	4.2%	0	0
想定東南海地震	約 1,110	3.5%	約 3,980	12.5%	約 5,090	16.0%	20	約 30
想定東海・東南海地震連動	約 1,470	4.6%	約 4,660	14.4%	約 6,130	19.0%	20	約 30
養老-桑名-四日市断層帯	約 220	0.7%	約 650	2.0%	約 870	2.7%	0	0

ライフライン被害予測状況

想定地震	ライフライン				
	ライフライン機能支障				
	上水道（戸）	都市ガス（戸）	LPガス（戸）	電力（口）	電話（件）
想定東海地震	約 9,400	0	約 660	0	0
想定東南海地震	約 24,100	約 1,750	約 2,410	約 7,500	約 2,810
想定東海・南海地震連動	約 29,900	約 14,000	約 2,890	約 8,500	約 3,240
養老-桑名-四日市断層帯	約 12,610	0	約 420	約 3,750	約 750

人的等被害予測状況

想定地震	人的被害						
	冬早朝 5 時		春秋昼 12 時		冬夕 18 時		帰宅困難者数 [突発時] (人)
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	
想定東海地震	0	約 180	0	約 110	0	約 120	約 3,700
想定東南海地震	約 20	約 800	0	約 480	約 20	約 530	約 3,700
想定東海・東南海連動地震	約 20	約 1,000	10	約 590	約 20	約 660	約 3,700
養老-桑名-四日市断層帯	0	約 50	0	約 40	0	約 40	約 3,700

想定地震	社会機能支障		
	避難所生活者数 [1 日後] (人)		
	自宅建物被害による	ライフライン支障による	合計
想定東海地震	約 400	約 3,600	約 4,000
想定東南海地震	約 1,700	約 9,300	約 11,000
想定東海・東南海連動地震	約 2,200	約 13,000	約 15,200
養老-桑名-四日市断層帯	約 600	約 5,650	約 6,250

第2節 津波浸水想定区域の設定

本市における津波浸水想定区域は、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」で計算された浸水面積（浸水深1 cm以上）が最大となる想定モデル（最大想定モデルケース⑦）の範囲とする。

最大想定モデルケース⑦では、本市の浸水面積（浸水深1 cm以上）は531haで、市域南部の広い範囲が浸水すると想定される。これらの地域の大半は0 m地帯であり、一旦浸水すると長期にわたって湛水する可能性がある。

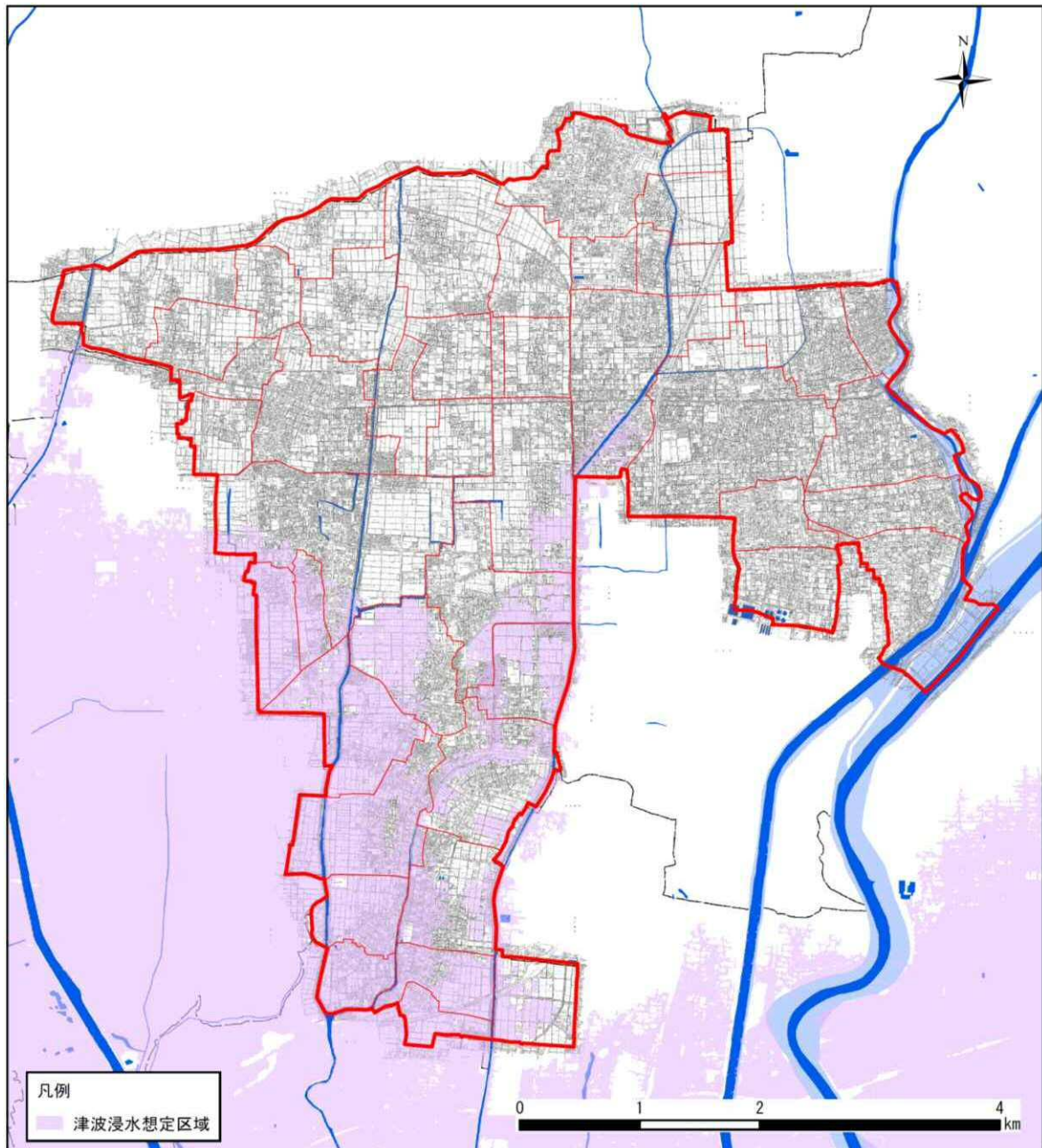


図 2-3 津波浸水想定区域

第1項 津波浸水分布

最大浸水深の分布について、以下に示す。(図2-4)

本市域では、市南部の津島市や蟹江町沿いで最大浸水深が1.01～2.00mと予測され、最も大きい。

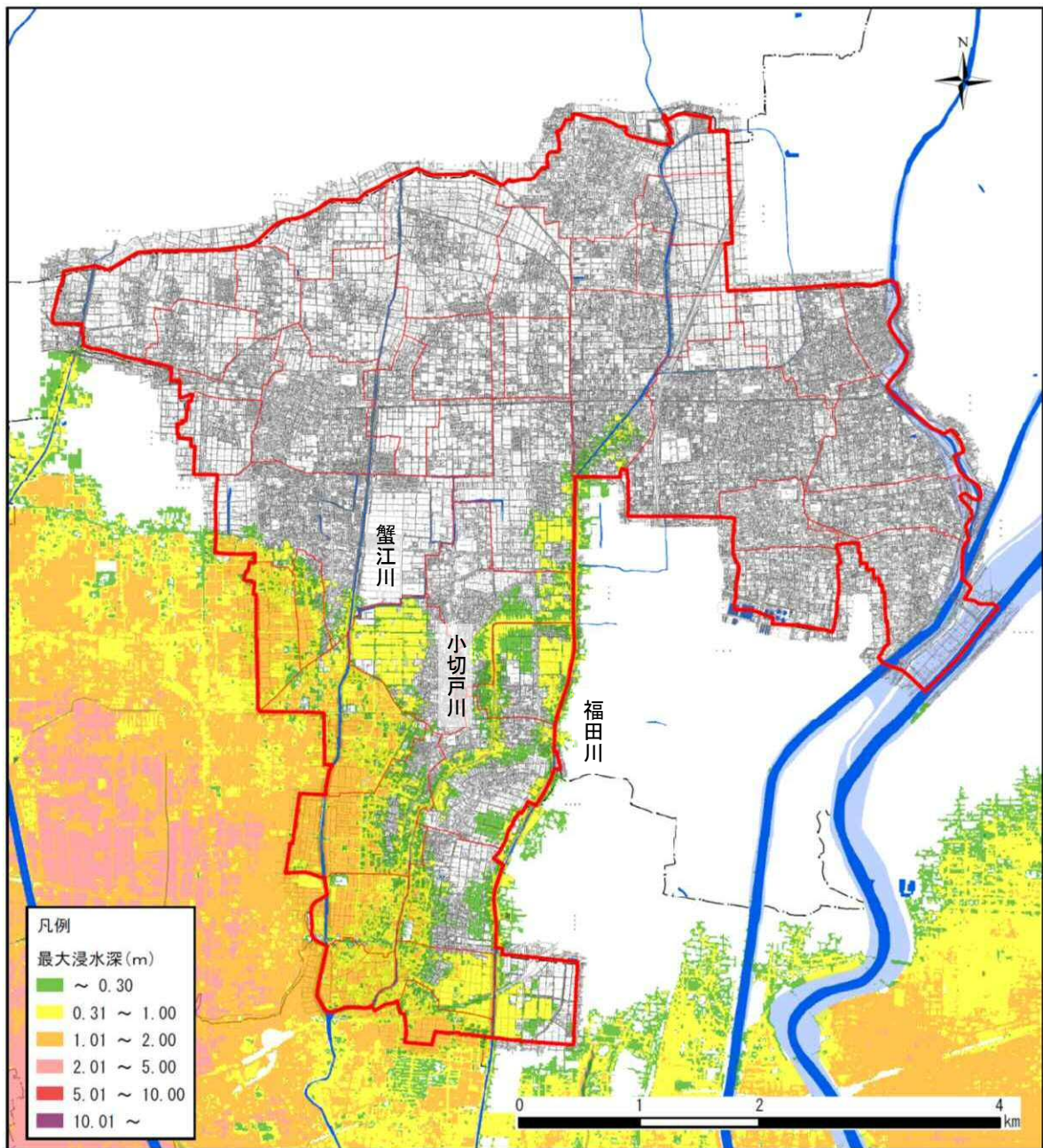


図2-4 津波最大浸水深分布図

第3節 津波到達時間分布

浸水30cmの予想到達時間の分布について、以下に示す。(図2-5)

福田川、蟹江川、小切戸川沿いでは破堤による浸水が10分以内に到達すると予測されており、屋外への避難は危険性が高いと考えられる。津波による浸水が到達するまでは3時間以上要すると予測されており、避難時間が比較的多く確保できる。

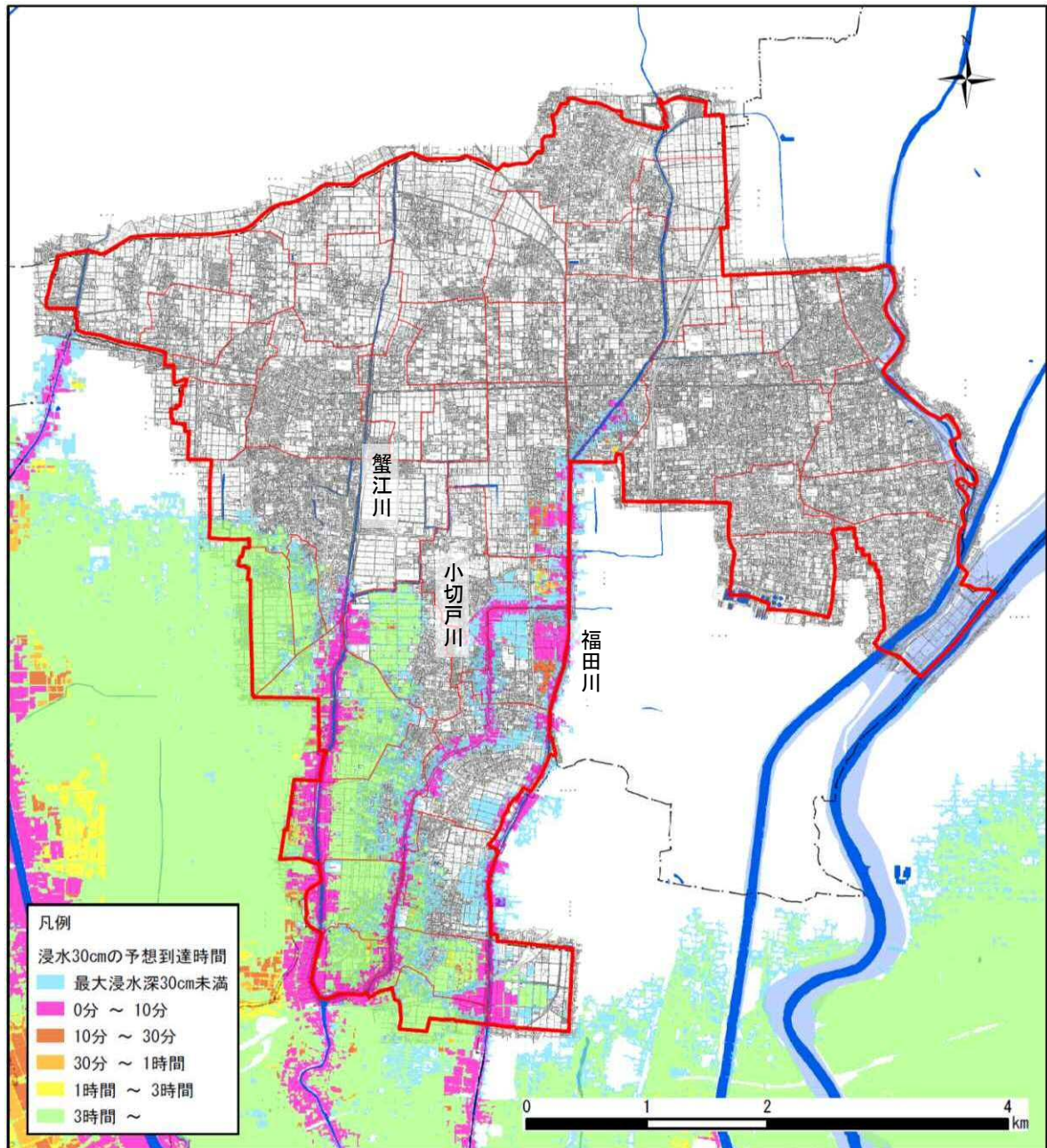


図2-5 津波到達時間(浸水深30cm)図

浸水1cmの予想到達時間の分布について、以下に示す。(図2-6)

浸水1cmの浸水に関しても、福田川、蟹江川、小切戸川沿いで破堤による浸水が10分以内に到達し、その後、津波による浸水が到達するまで時間が空き、3時間後に広い範囲に影響がでる。

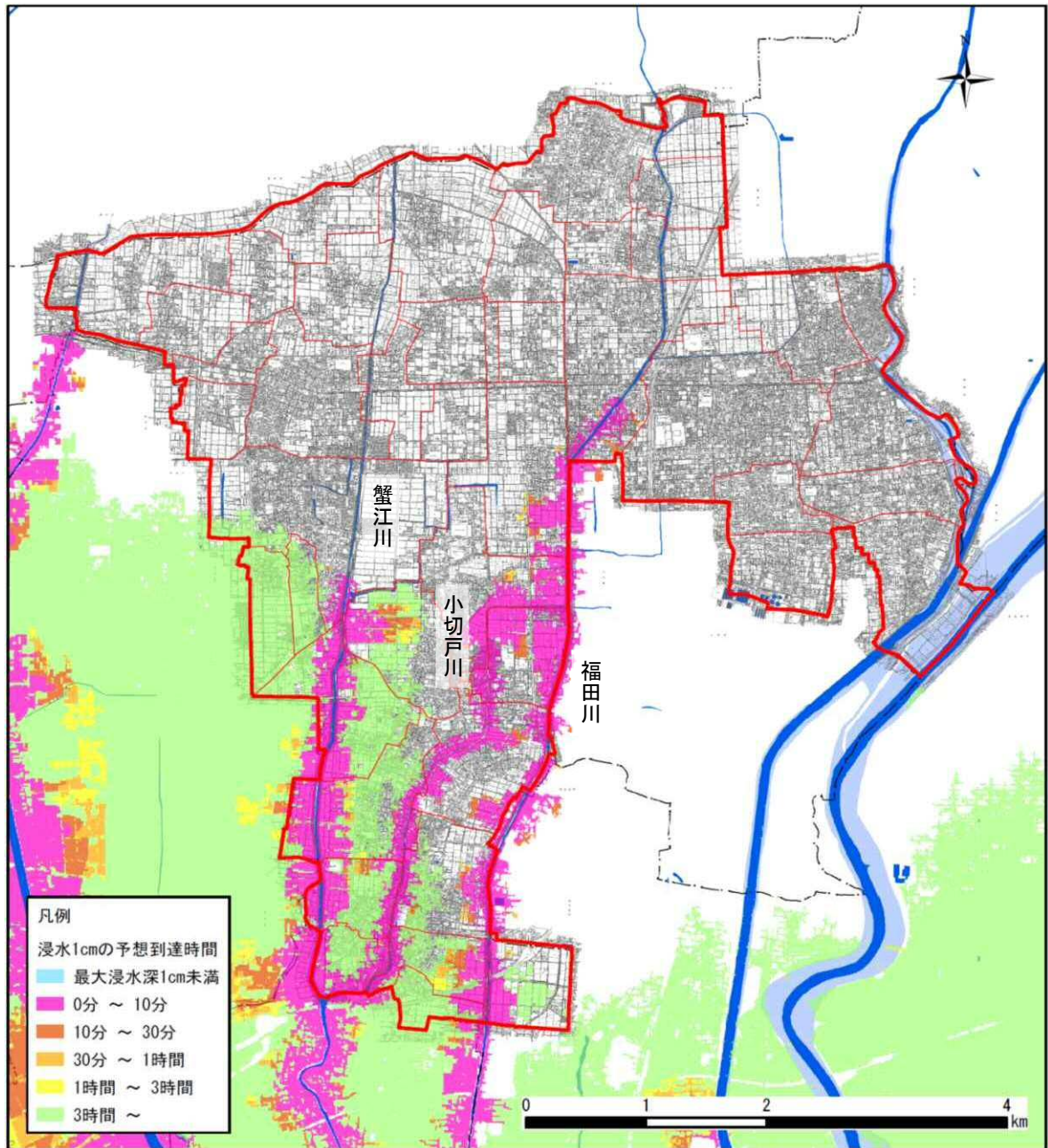


図2-6 津波到達時間(浸水深1cm)図

最大浸水深にいたる予想到達時間の分布について、以下に示す。(図 2-7)

福田川、小切戸川沿いでは破堤による浸水が 10 分以内に到達し、そのまま一気に最大浸水深となる区間に対して、蟹江川沿川では、破堤後じわじわと浸水深が大きくなっている。

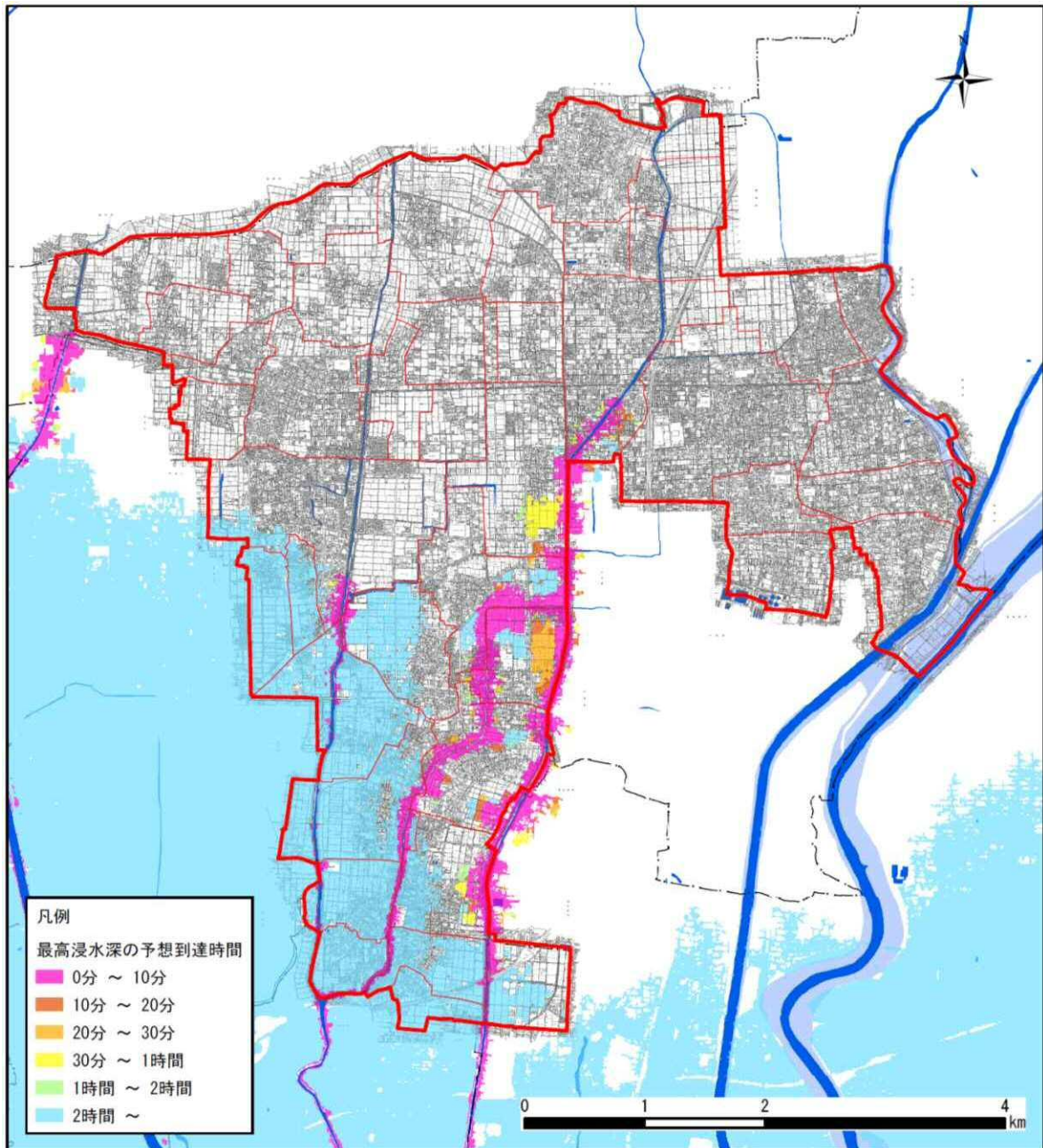


図 2-7 津波到達時間(最大浸水深)図

第3章 避難対象地域の指定

第1節 津波避難の基本的な考え方

津波避難行動では、市が避難勧告等を発令する際、発令の対象となった区域名が住民等に迅速かつ正確に伝わり、当該地域の住民の避難行動のきっかけとなることが重要である。さらに、避難行動にあたって、自ら避難することはもとより、避難行動要支援者の避難支援等を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切である。

このため、避難対象地域の指定にあたっては、日常の活動などでもつながりが深く、避難の際には近隣住民がまとまって行動することを見据えて、区単位を基本に検討する。そのため、津波浸水想定区域が区の一部区域のみの場合であっても、区全体を避難対象地域として設定する。

第2節 避難対象地域の指定

避難対象地域として、津波浸水想定区域を含む区の地域を指定した。

避難対象地域の人口（平成29年8月1日現在）は、合計で約38,000人である。

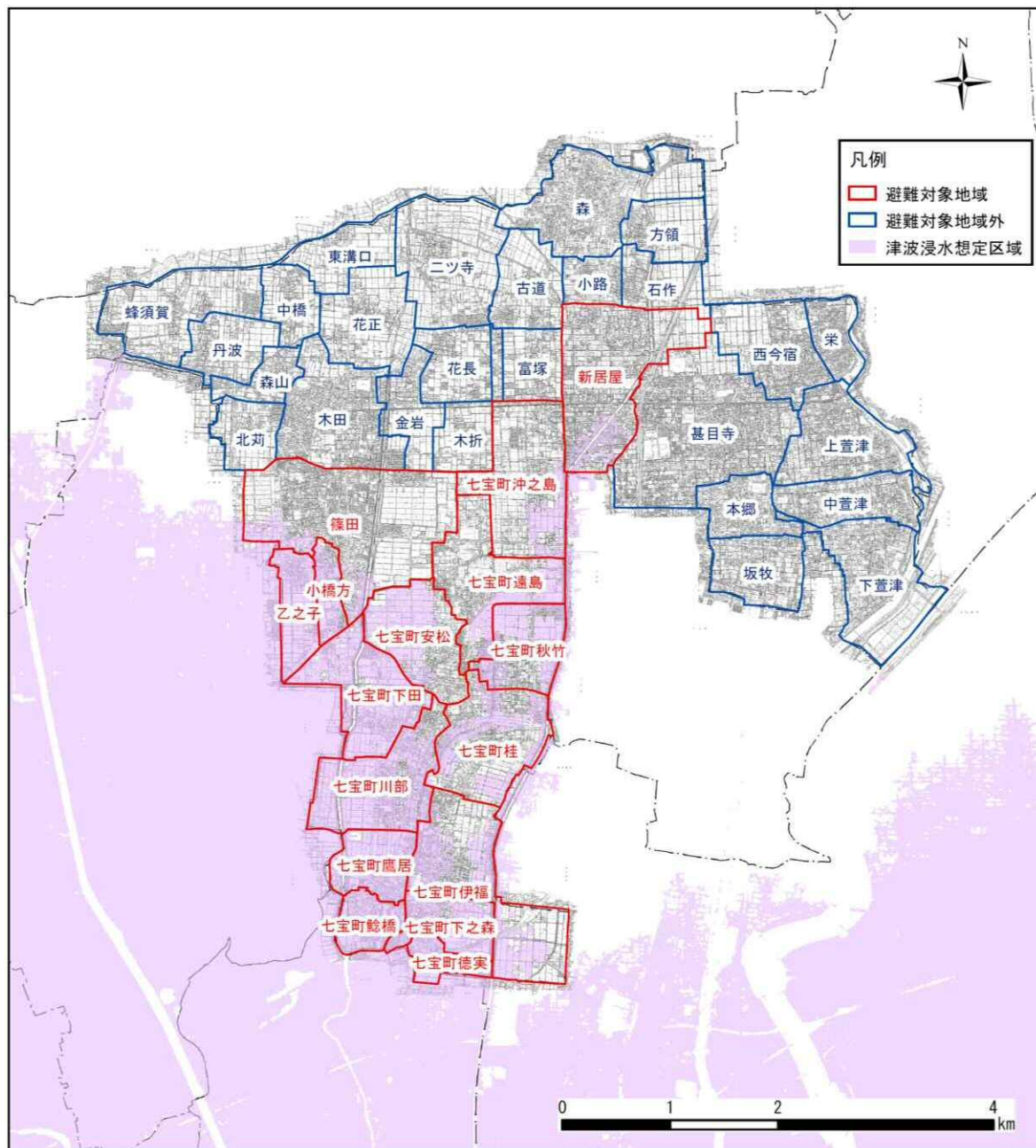


図 3-1 避難対象地域図

表 3-1 避難対象地域の人口（平成 29 年 8 月 1 日現在）

区名	合計	14 歳以下	60 歳以上	65 歳以上	80 歳以上	90 歳以上
七宝町沖之島	1,874	232	673	577	131	13
七宝町遠島	2,529	240	1,062	907	222	34
七宝町安松	1,448	221	395	335	99	11
七宝町秋竹	1,923	235	749	677	172	18
七宝町桂	2,871	305	999	862	208	31
七宝町下田	1,404	191	550	485	111	15
七宝町川部	3,191	438	1,069	917	182	25
七宝町伊福	2,726	350	854	752	174	21
七宝町下之森	1,378	176	424	344	67	9
七宝町徳実	541	57	248	217	39	5
七宝町鷹居	1,110	140	342	291	58	7
七宝町鯉橋	1,339	170	452	393	67	8
篠田	6,245	954	1,842	1,528	340	50
小橋方	1,113	112	460	384	67	10
乙之子	591	72	237	198	47	8
新居屋	7,772	1,245	2,082	1,699	383	39
計	38,055	5,138	12,438	10,566	2,367	304

資料：あま市資料

第4章 避難困難地域の検討

第1節 避難可能距離の算出

第1項 避難方法

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、自ら避難することが困難な避難行動要支援者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合においては、自動車避難の可能性についても検討する。

自動車避難を検討する場合には、以下の点に留意し、自動車避難の危険性の低減に努める必要がある。

＜自動車避難の危険性＞

- ・地震による道路等の損傷や液状化による障害物の発生、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害
- ・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、津波に巻き込まれる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすこと
- ・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在
- ・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること
- ・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあること

第2項 避難速度の設定

「愛知県津波避難計画策定指針」では、避難シミュレーションにおける歩行速度を以下のように設定している。

本市においては、市全域で液状化の危険性が極めて高く、また、津波浸水想定区域内には多くの高齢者が居住している。避難速度の設定にあたっては、避難により時間を要すると考えられる夜間において、液状化の影響を考慮する場合の高齢者の歩行速度を基準とし、歩行速度は0.69km/h(≒0.19m/s)とした。

		液状化の影響を考慮しない場合	液状化の影響を考慮する場合
夜間	健常者	2.12km/h(≒0.59m/s)	1.38km/h(≒0.38m/s)
	高齢者	1.06km/h(≒0.29m/s)	0.69km/h(≒0.19m/s)
昼間	健常者	2.65km/h(≒0.74m/s)	1.72km/h(≒0.48m/s)
	高齢者	1.33km/h(≒0.37m/s)	0.86km/h(≒0.24m/s)

第3項 避難可能距離の算出

本市においては、地震動による堤防の決壊等により、河川沿いの地域では地震発生直後から浸水が始まり、その後の津波到達により浸水範囲が広範囲に拡大する。

- ・福田川、蟹江川、小切戸川沿いでは、地震発生から 10 分以内に浸水が 30cm に達すると予想されるため、地震発生後すぐには屋外への避難は行わず、建物の 2 階以上または建物内の地上から少しでも高い場所への待避を推奨する。
- ・河川沿いでの最高浸水深まで達する時間はおおむね 30 分以内と想定されるため、河川沿いの住民の避難は、屋外の様子をうかがいながら 30 分後以降に始めることとする。
- ・日光川河口の飛島村沿岸部への津波到達時間（津波高 30cm の到達時間）は、最短で 86 分（愛知県被害予測調査）と想定され、本市域への津波の到達は 3 時間以上要すると想定されている。しかし、津波が福田川、蟹江川などを遡上し、想定よりも早く到達する可能性もあることから、地震発生後 2 時間以内に避難を完了することを目標とし、歩行避難の時間は 90 分（1.5 時間）と設定する。

避難可能距離は以下の式のとおり、最大で 1,035m となる。

$$\begin{aligned}
 & \cdot \text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times \text{歩行避難の時間} \\
 & \quad = 0.69\text{km/h} \times 1.5\text{h} \\
 & \quad = 1,035\text{m}
 \end{aligned}$$

しかし、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」では、避難シミュレーションにあたって避難者が避難できる限界の距離を最長でもおおむね 1,000m 程度としているため、本計画でも避難可能距離を 1,000m と設定する。

歩行避難に要する時間：90 分以内

避難可能距離：1,000m 以内

第2節 避難困難地域の抽出

前節で設定した避難可能距離（1,000m）を踏まえ、津波から避難する際にどこへ向かって避難するのか、また津波浸水想定区域内の市民が安全な避難施設まで避難できるのかについて、検証を行う。

第1項 避難目標地点・避難場所の設定

避難目標地点とは、避難者が切迫する危険から回避するために避難の目標とする地点である。避難者の住居と避難場所との位置関係や自身の体力その他の理由により、市が指定する緊急避難場所と一致しない場合がある。また、愛知県市町村津波避難計画策定指針では、避難目標地点を設ける場合には次のような安全性の確保が必要としている。

避難目標地点における安全性の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・避難対象地域から外れている。・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近でないこと。・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所が無い。・避難目標地点に到達後、指定された緊急避難所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。
--------	---

本市では、市中心部から南部にかけての広い範囲が浸水想定区域内であるため、避難対象地域内及びその近隣の指定避難所を避難目標地点として設定する。また、指定避難所まで距離がある地域においては、耐震性を有する高層階の建物等、近隣で安全が確保できる場所を検討する必要がある。

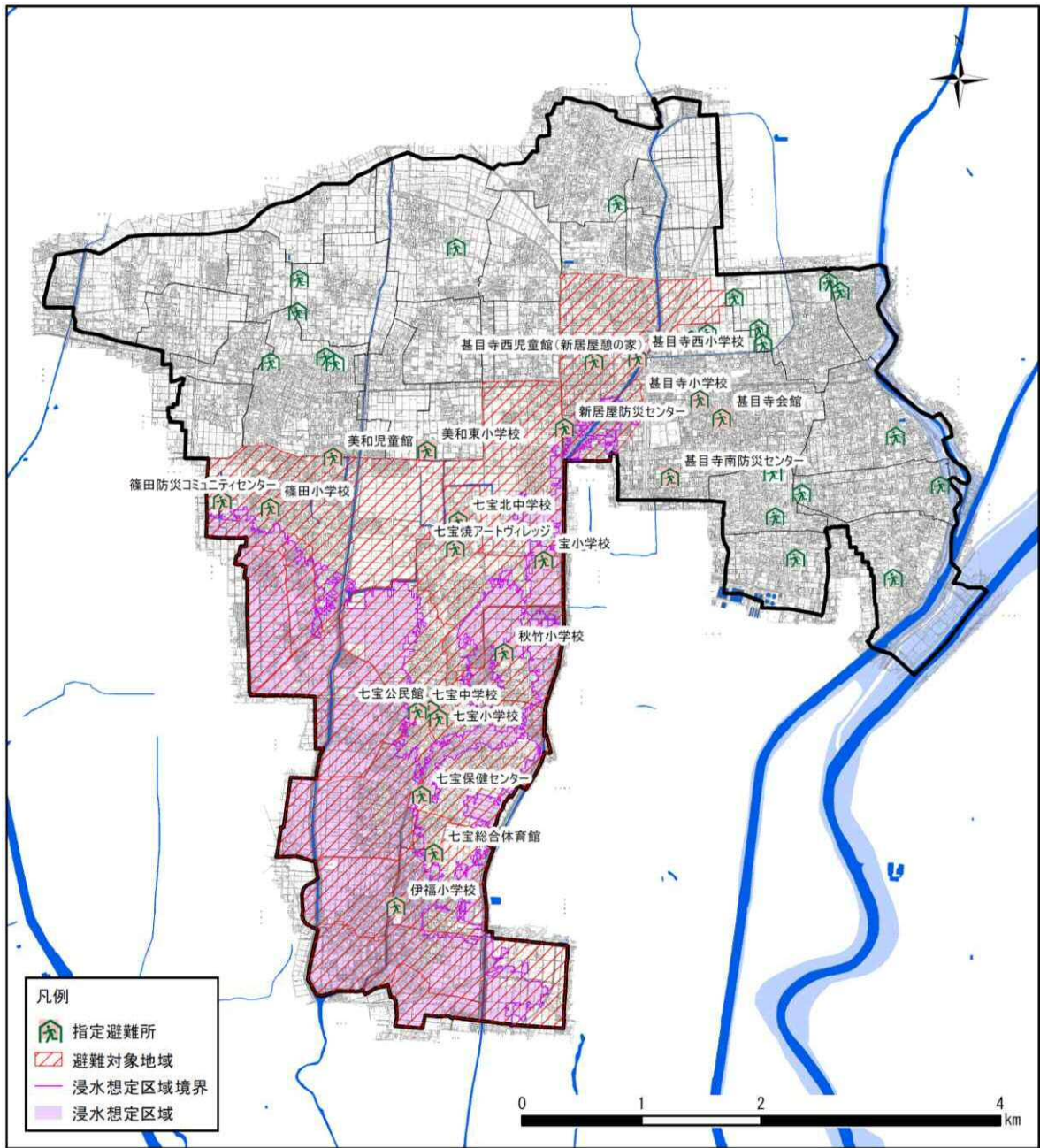


図 4-1 避難対象地域に最寄りの指定避難所

表 4-1 避難対象地域に最寄りの指定避難所

避難所名	所在地	区
七宝保健センター	七宝町桂弥勒 28 番地	七宝町桂
七宝焼アートヴィレッジ	七宝町遠島十三割 2000 番地	七宝町遠島
七宝公民館	七宝町安松小新田 2337 番地	七宝町安松
七宝総合体育館	七宝町伊福宮東 3 番地 1	七宝町伊福
篠田防災コミュニティセンター	篠田三丁目 51 番地	篠田
甚目寺南防災センター	甚目寺須原 20 番地	甚目寺
新居屋防災センター	新居屋江上田 14 番地 28	新居屋
七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	七宝町桂
宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	七宝町遠島
伊福小学校	七宝町伊福河原 28	七宝町伊福
秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358	七宝町秋竹
篠田小学校	篠田十王堂 59	篠田
美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	木折
甚目寺小学校	甚目寺寺西 40	甚目寺
甚目寺西小学校	新居屋三反通 11	新居屋
七宝中学校	七宝町川部山王 4	七宝町川部
七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117	七宝町遠島
美和児童館	木田五反田 124 番地 1	木田
甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	新居屋東高田 58	新居屋
甚目寺会館	甚目寺東大門 8	甚目寺

第 2 項 避難困難地域の考え方

津波等の到達時間までに安全が確保された場所まで避難することが困難な地域を、避難困難地域として設定する。避難困難地域の設定にあたっては、安全が確保された避難施設（指定避難所）までの距離や、避難時の安全性（避難阻害要因の有無）を考慮して検討する。

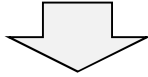
指定避難所までの距離については、前節で検討したとおり 1km 以内が目安となるため、1km を超える地域においては、指定避難所までの避難が困難なものとする。

また、本市においては、地震発生直後に堤防が破堤し、福田川、蟹江川、小切戸川沿いで浸水被害が想定されている。そのため、地震発生後間もない時間帯にこれら河川を渡ることは危険を伴う可能性が高いことから、河川を非難阻害要因と設定し、避難時の橋の通行を不可とする。

このような条件のもとで、指定避難所までの避難に困難が伴う地域を非難困難地域として設定した。

津波等の到達時間までに避難が困難な地理的条件

- ・ 指定避難所までの距離が 1km 以上離れている。
- ・ 河川は避難阻害要因とし、避難時には川を越えることはできない。



指定避難所までの避難に困難が伴う



避難困難地域

第3項 避難困難地域の範囲

前項の考え方に基づき避難困難地域について検討した結果、本市域内の避難困難地域として、市域南部の3つのエリアが抽出された。

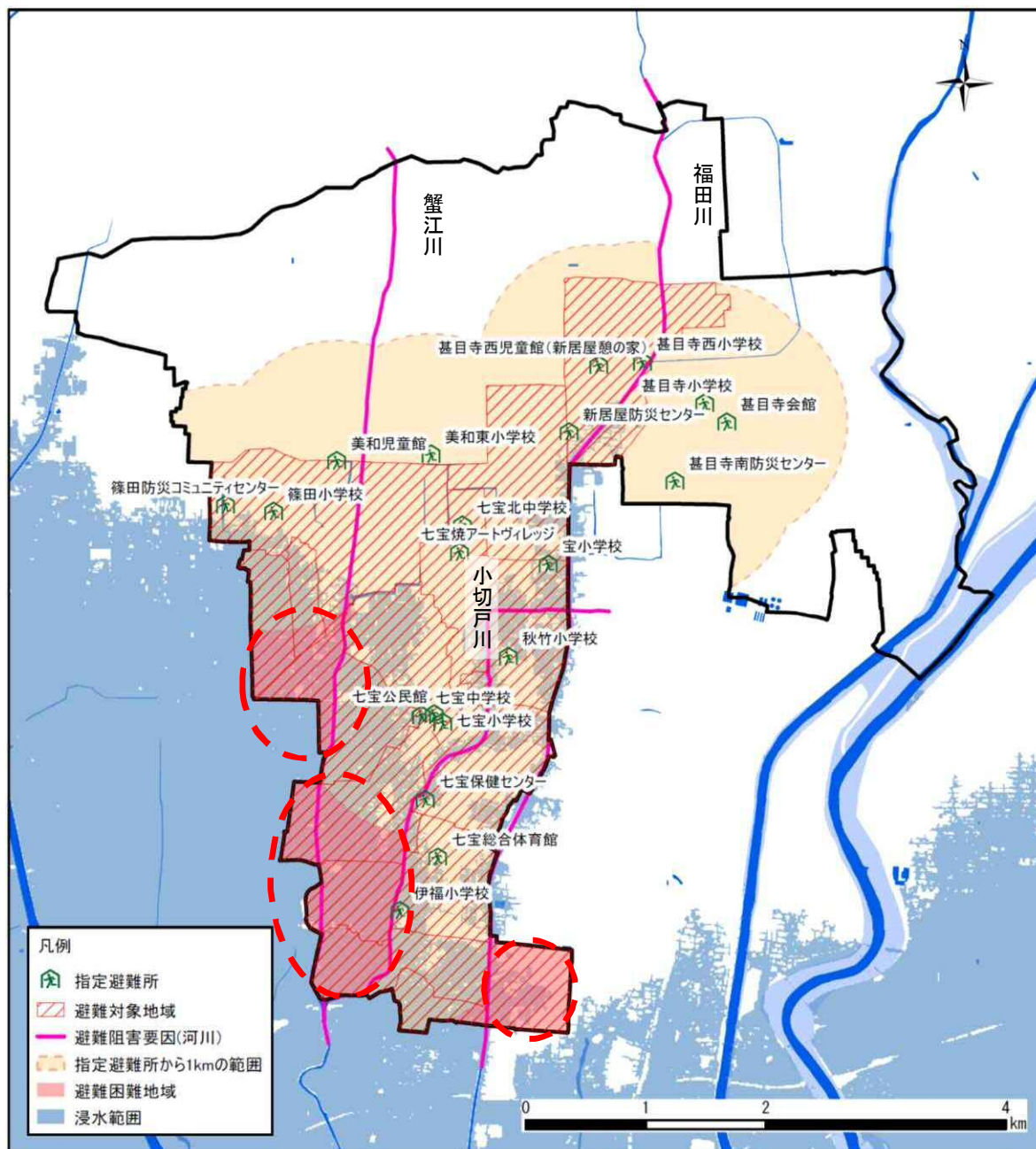


図 4-2 避難困難地域

次頁からは、市域を北東部、北西部・中部、南西部の3つの地域に分け、避難困難地域の有無について、細かく示す。

市北東部

市北東部においては、避難対象地域が指定避難所から1kmの範囲内に含まれており、避難困難地域はない。

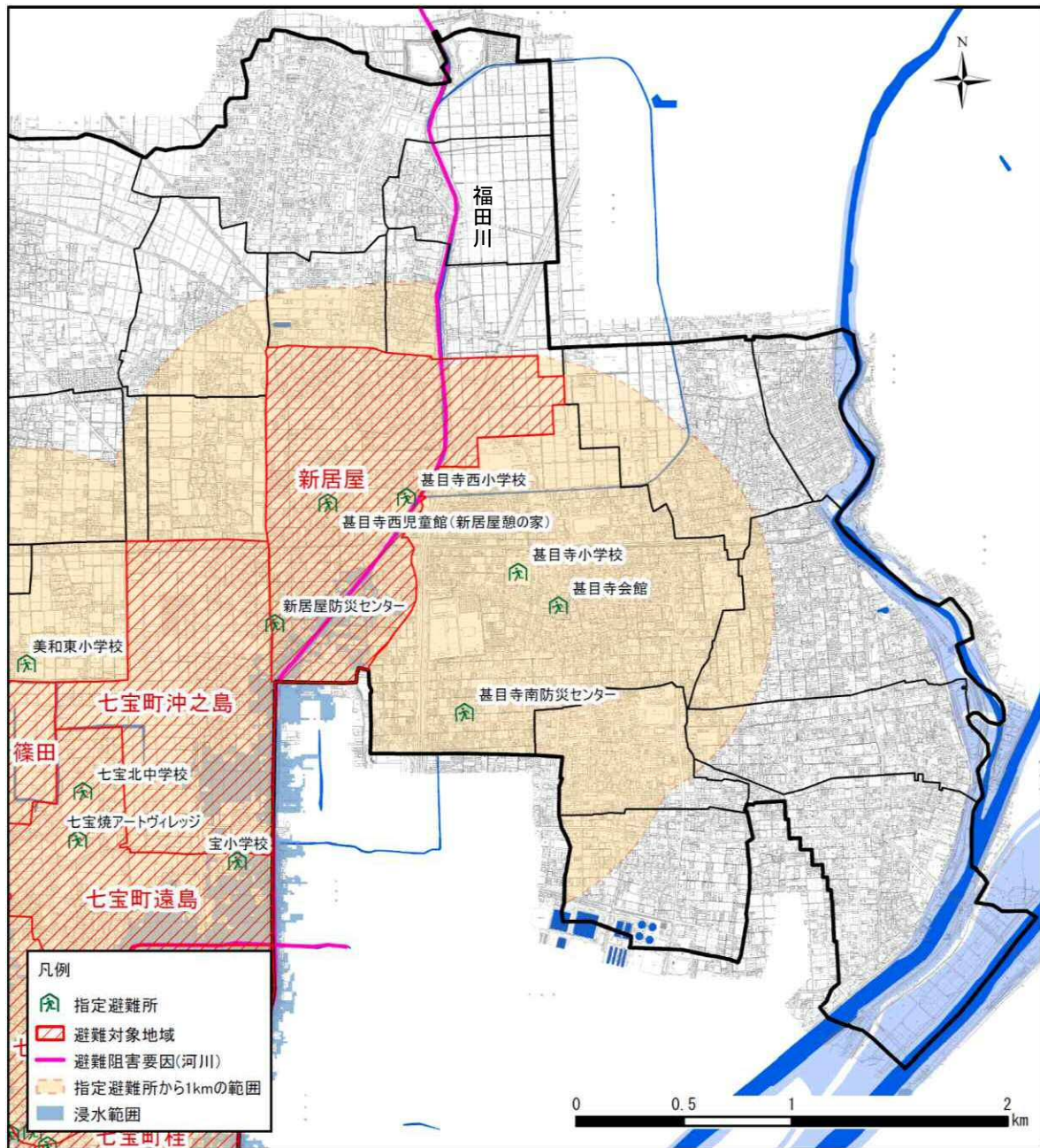


図 4-3 避難困難地域の検討結果（北東部）

市北西部・中部

市北西部・中部では、篠田、小橋方、乙之子、七宝町下田の各区で避難困難地域が抽出された。避難困難地域は次のとおりである。

- ・ 篠田：南部のごく一部が避難困難地域となる。
- ・ 小橋方：南部の地域が避難困難地域となる。
- ・ 乙之子：南部の地域が避難困難地域となる。
- ・ 七宝町下田：蟹江川より西側の地域が避難困難地域となる。

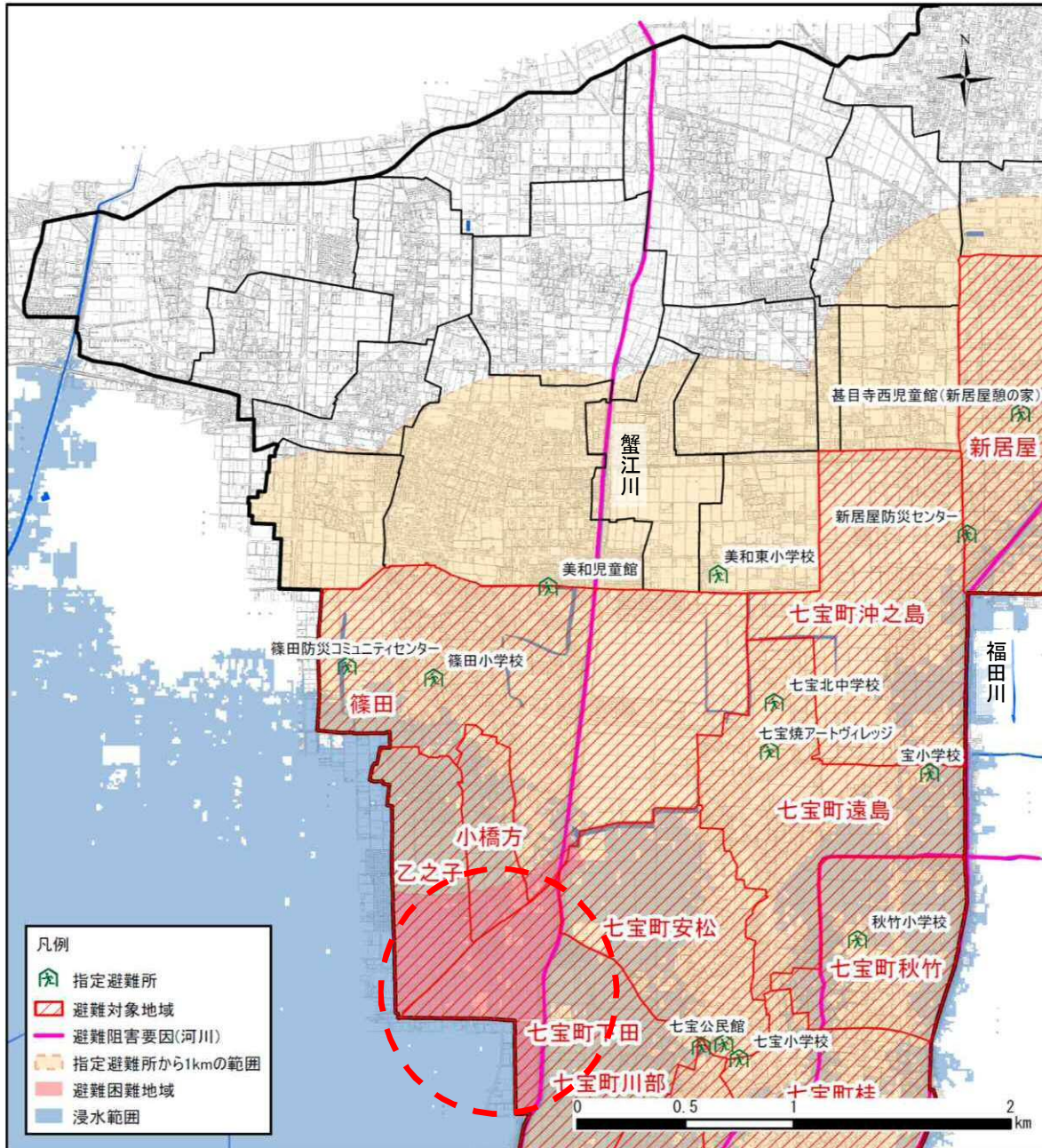


図 4-4 避難困難地域の検討結果（北西部・中部）

市南西部

市南西部では、七宝町川部、七宝町鷹居、七宝町鯉橋、七宝町伊福、七宝町下之森、七宝町徳実の各区で避難困難地域が抽出された。蟹江川より西側は津島市へ避難、福田川より東側では名古屋市中川区へ避難することも検討していく必要がある。

- ・七宝町川部：南西部の地域が避難困難地域となる。
- ・七宝町鷹居：全域が避難困難地域となる。
- ・七宝町鯉橋：全域が避難困難地域となる。
- ・七宝町伊福：南西部の福田川より東側が避難困難地域となる。
- ・七宝町下之森：南東部のごく一部が避難困難地域となる。
- ・七宝町徳実：東部の地域が避難困難地域となる。

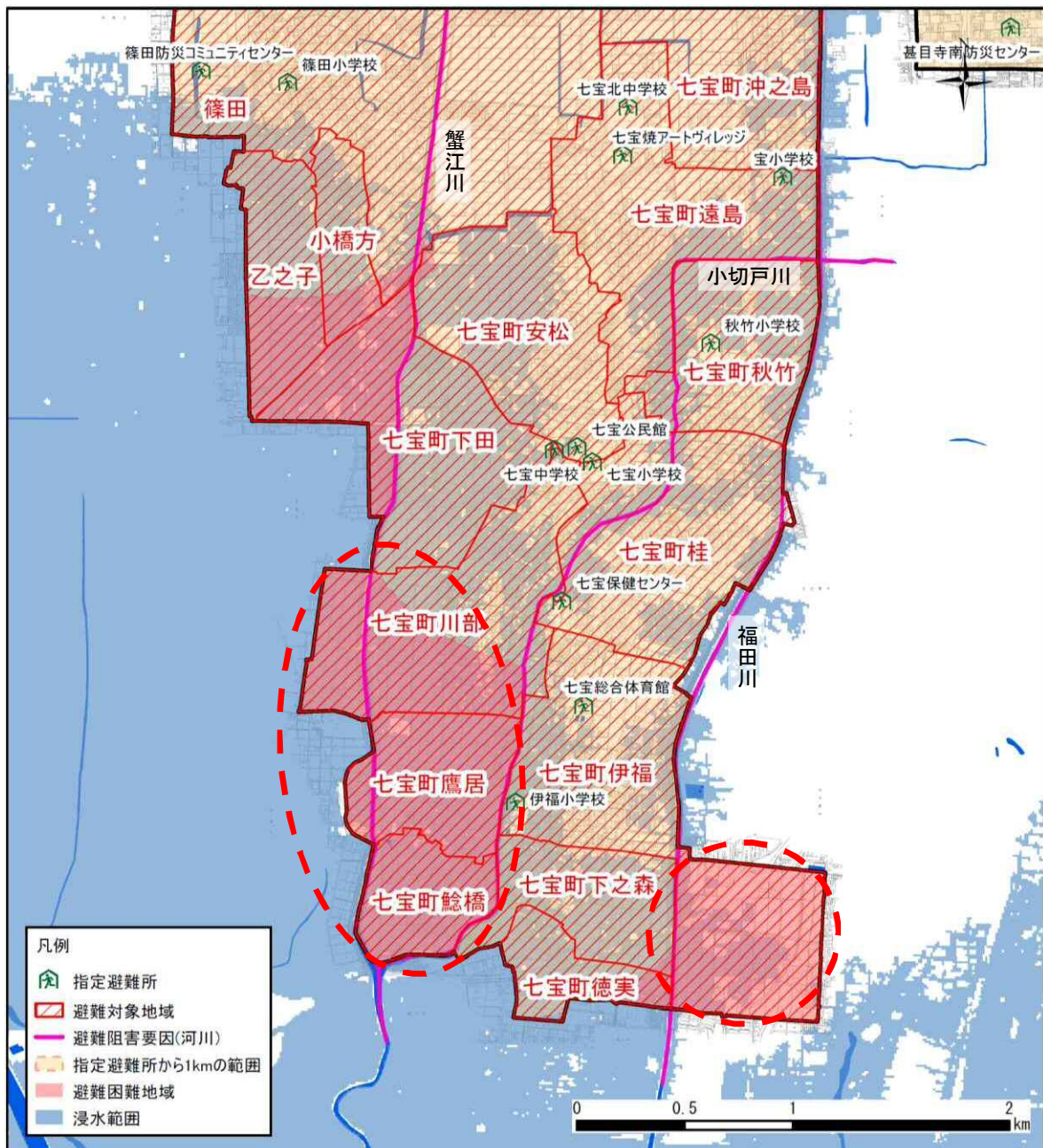


図 4-5 避難困難地域の検討結果（南西部）

第3節 津波避難に対する課題

本市の津波等被害の特徴として、地震発生直後に堤防破堤による浸水被害が発生することと、市域南部の広い範囲が避難困難地域となることがあげられる。このような被害状況を踏まえ、本節では、実施発生直後の対応、及び避難困難地域での対応における課題を整理する。

第1項 地震発生直後の対応

本市においては、津波による被害の他に、地震動による堤防の破堤により地震発生直後の浸水被害が想定されている。蟹江川、福田川、小切戸川沿いでは、地震発生から10分にも満たない間に30cm以上の浸水が想定されるため、地震発生直後の建物外への避難は危険と考えられる。

避難所等への避難については、堤防破堤による浸水はおおむね30分以内にピークに達すること、本市域への津波の到達までには2時間以上かかると想定されていること等から、地震発生直後は建物の上層階あるいは建物内の河川から離れた場所へ速やか移動することとし、地震発生から30分程度経過した後には外の安全性を確認しながら避難所等への避難を開始することを推奨する。

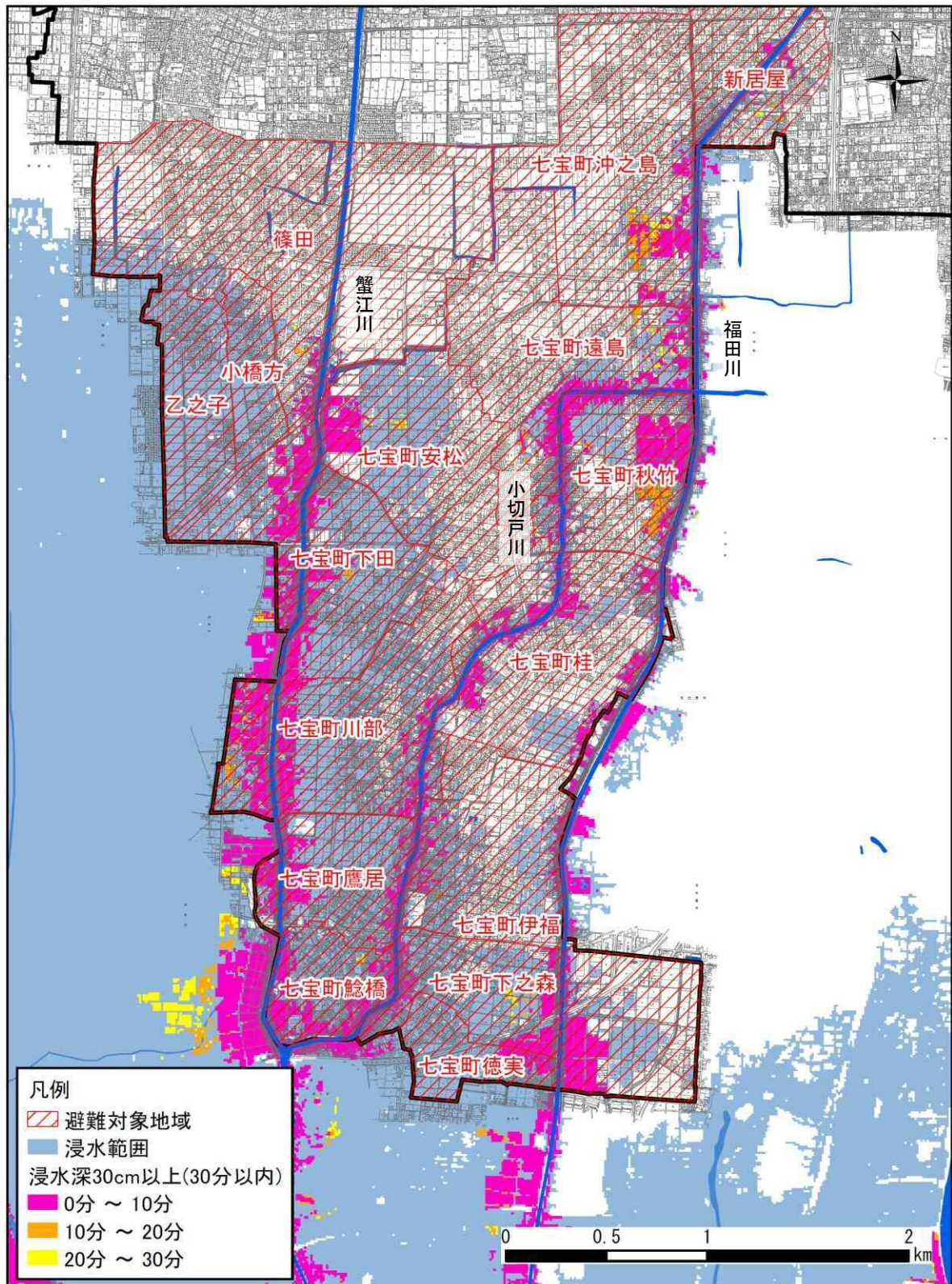


图 4-6 30 分以内に浸水深が 30cm 以上に達する地域

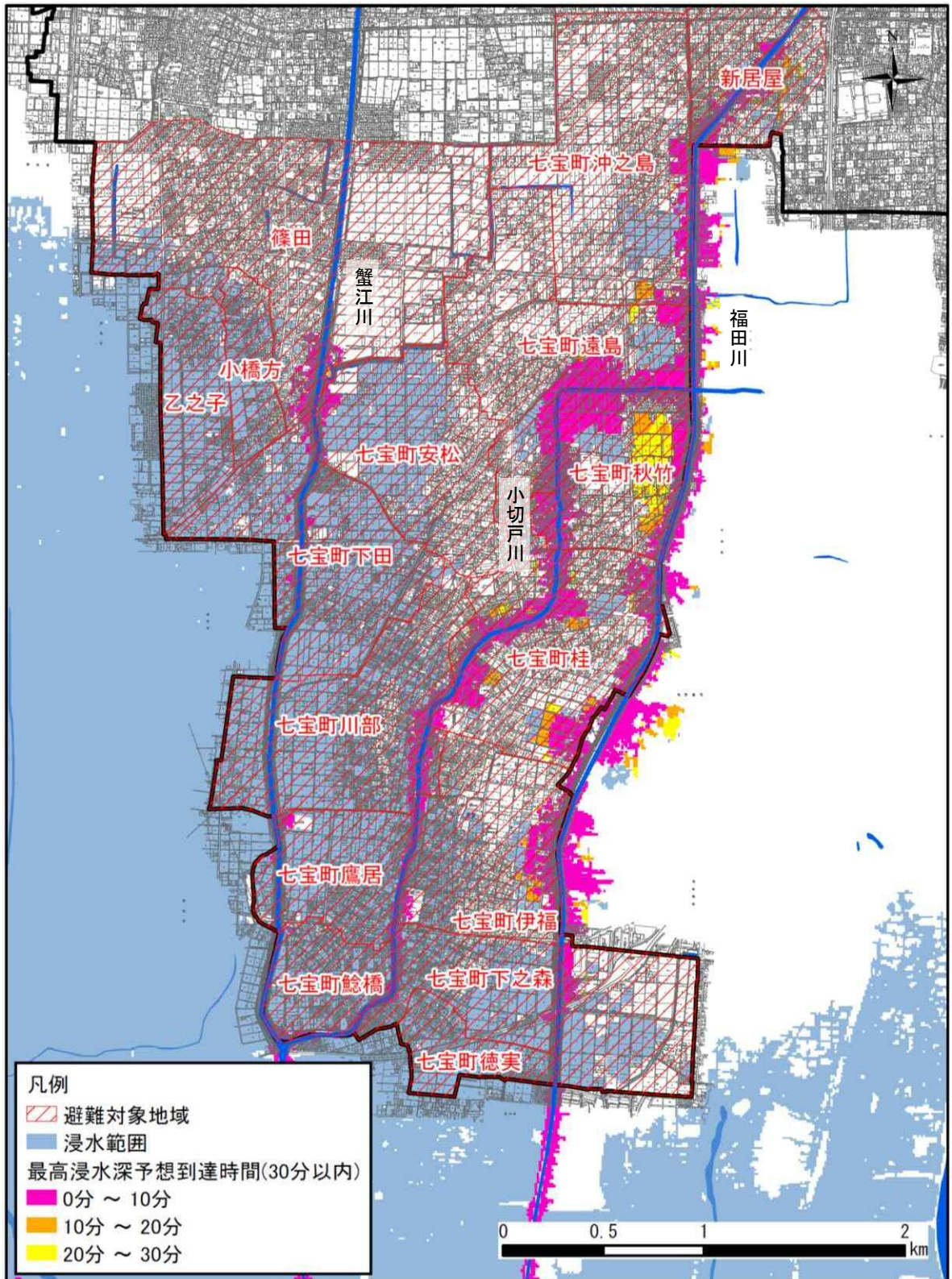


図 4-7 30 分以内に最高浸水深に達する地域

七宝町川部・七宝町鷹居・七宝町鯉橋

蟹江川西側では、居住者は少ないが蟹江川を渡れない場合の対応として、津波浸水に備え一時的に避難できる場所の確保や、隣接する津島市の避難所等への避難について、検討する必要がある。

また、小切戸川を渡れない場合を想定し、避難困難区域内に、津波浸水に備え一時的に避難できる場所の検討が必要である。

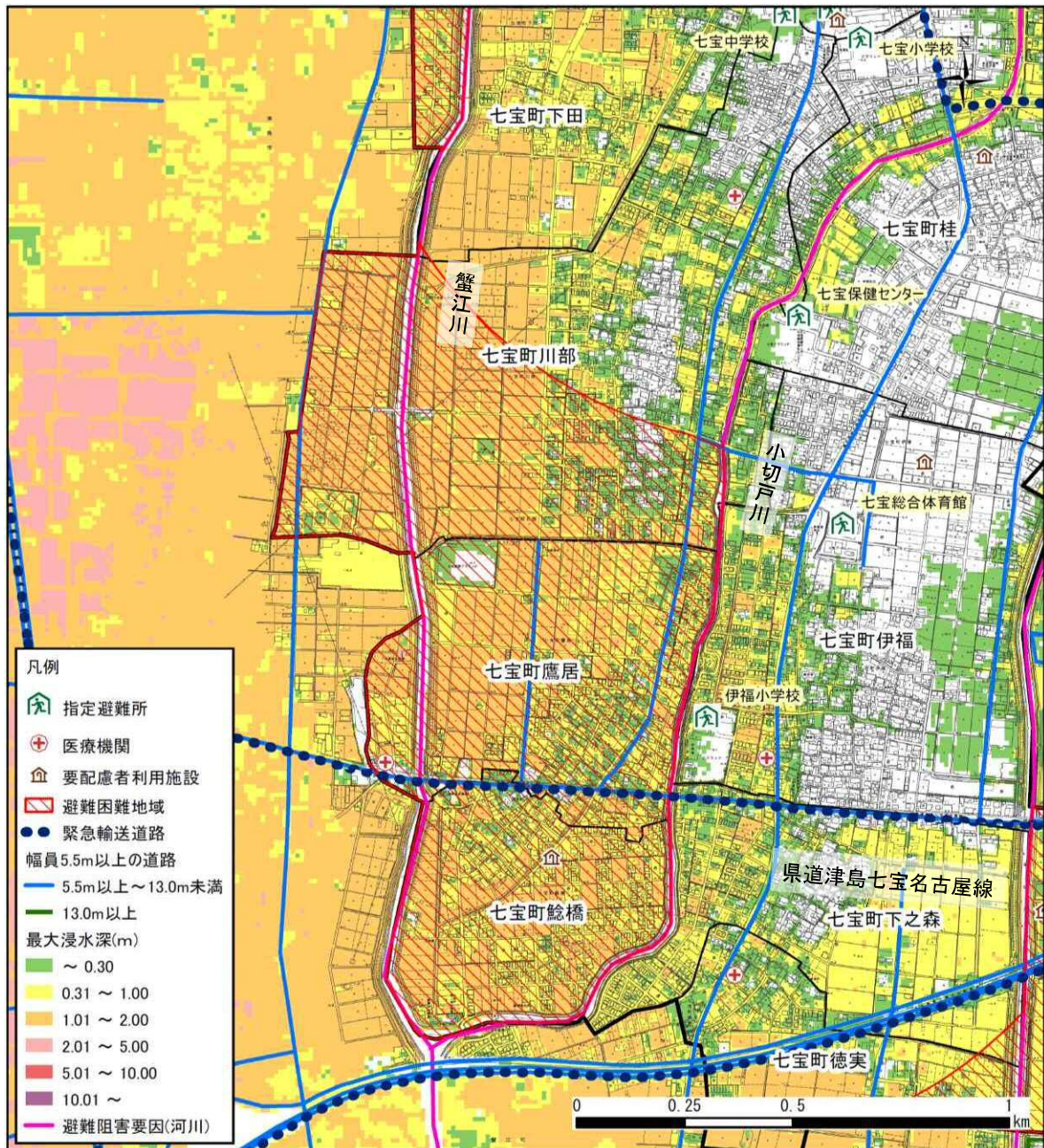


図 4-9 避難困難区域（七宝町川部・七宝町鷹居・七宝町鯉橋）

七宝町伊福・七宝町徳実

七宝町徳実の東部に居住する住民に対しては、津波浸水に備え一時的に避難できる場所の検討が必要である。

また、七宝町伊福の東部に居住する住民に対しては、避難困難地域内での津波避難場所の設定や、東側に隣接する名古屋市中区への避難について検討する必要がある。

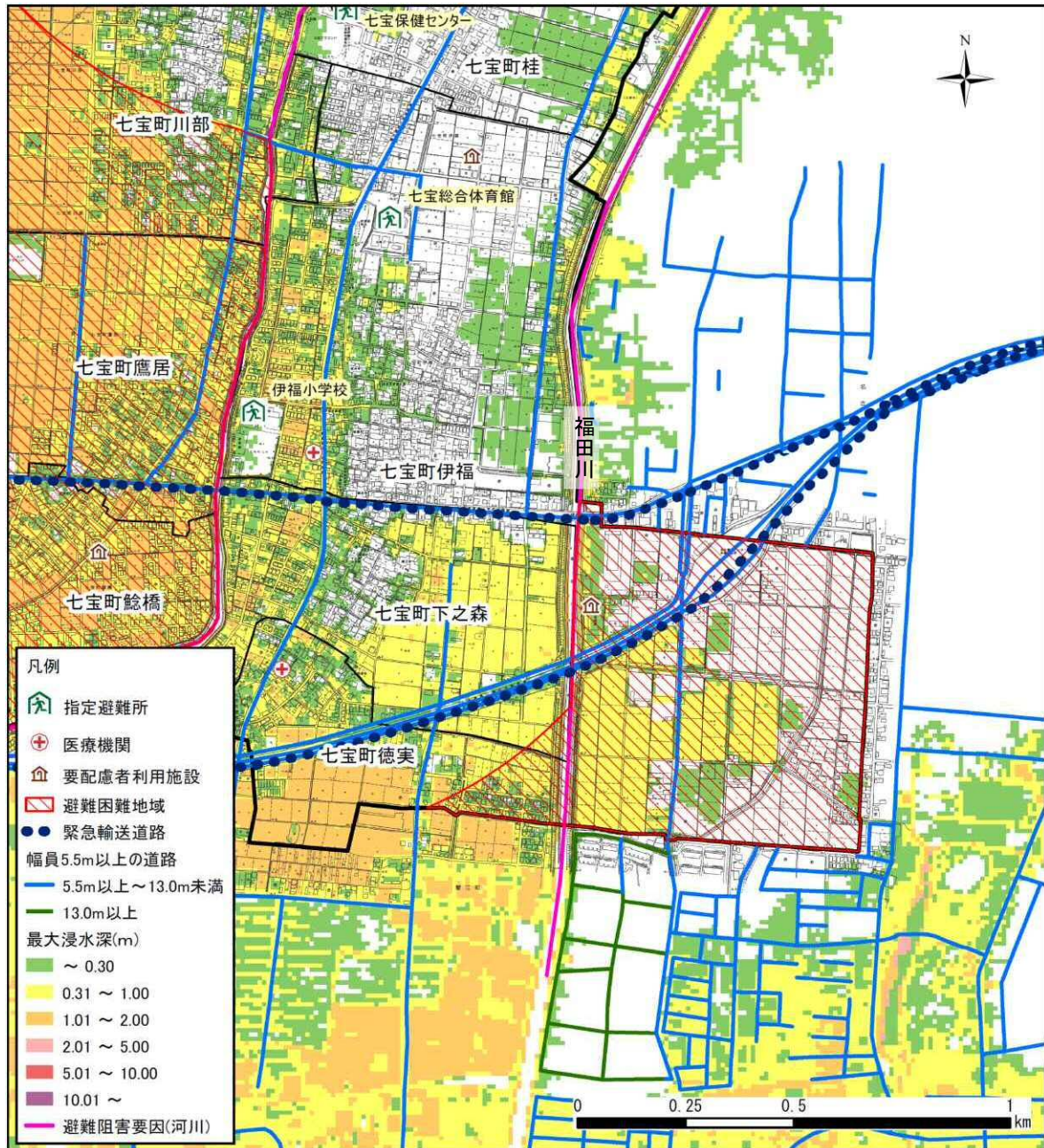


図 4-10 避難困難区域（七宝町伊福・七宝町徳実）

第5章 避難場所、避難路等の検討

第1節 避難場所の検討

第1項 避難対象地域内の避難場所

緊急避難場所の検討

安全で確実な津波避難を可能とするためには、安全な避難空間が確保されることが何よりも重要である。津波に対する避難場所における安全性・機能性の考え方は次に示すとおりである。

避難場所における安全性・機能性の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・原則として避難対象地域から外れていること。・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）。・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい）。・夜間照明及び暖房対策等が講じられていることが望ましい。・情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が備えられ、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達できる環境であることが望ましい。・一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

本市においては、小中学校や防災センター等の公共施設が指定避難所として指定されており、上記の安全性・機能性を有する施設が多い。そのため、これらの施設を津波発生時における緊急避難施設としても位置づけることとする。

次頁には、津波緊急避難施設としての使用が想定される避難所について、一覧で整理した。

避難対象地域内及び最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所

避難所名	所在地	区	階層	標高(海拔)(m) 1階/2階/...	一時避難時 の収容人数	長期避難時 の収容人数	最大浸水深 (m)			
七宝保健センター 建物 (七宝グラウンド)	七宝町桂弥勒 28 番地	七宝町桂	2	1.6/5.4	256	85	0.07			
			0.5	0.70						
七宝焼アートヴィレッジ	七宝町遠島十三割 2000 番地	七宝町遠島	1	1.1	151	50	0.00			
七宝公民館	七宝町安松小新田 2337 番地	七宝町安松	2	0.3/4.2	666	220	0.00			
七宝総合体育館	七宝町伊福宮東 3 番地 1	七宝町伊福	3	2.0/7.1/11.1	450	150	0.00			
篠田防災コミュニティセンター	篠田三丁目 51 番地	篠田	2	0.1/3.8	477	158	0.00			
甚目寺南防災センター	甚目寺須原 20 番地	甚目寺	2	1.3/4.8	99	33	0.00			
新居屋防災センター	新居屋江上田 14 番地 28	新居屋	2	1.2/4.6	74	24	0.00			
七宝小学校 校舎	七宝町桂角田 1777 番地	七宝町桂	3	0.4/4.3/8.1	1943	638	0.00			
〃 体育館			2	0.5				802	267	0.00
〃 グラウンド				-0.2						0.00
宝小学校 校舎	七宝町遠島大切戸 1296 番地	七宝町遠島	3	0.9/4.8/8.7	684	228	0.00			
〃 体育館			2	0.8				750	250	0.00
〃 グラウンド				0.3						1.05
伊福小学校 校舎	七宝町伊福河原 28	七宝町伊福	3	1.1/4.7/8.3	1121	361	1.14			
〃 体育館			2	1.1				750	250	0.54
〃 グラウンド				0.5						0.70
秋竹小学校 校舎	七宝町秋竹中道 358	七宝町秋竹	4	1.0/4.6/8.2/11.8	576	189	0.00			
〃 体育館			2	1.0				810	270	0.00
〃 グラウンド				0.3						0.07
篠田小学校 校舎	篠田十王堂 59	篠田	3	0.4/3.9/7.6	1024	336	0.00			
〃 体育館			2	0.4				725	241	0.00
〃 グラウンド				-0.1						0.00
美和東小学校 校舎	木折寺田 1 番地 3	木折	3	1.2/4.8/8.4	896	294	0.00			
〃 体育館			2	1.1				718	239	0.00
〃 グラウンド				0.6						0.00
甚目寺小学校 校舎	甚目寺寺西 40	甚目寺	3	1.9/5.6/9.2	2049	677	0.00			
〃 体育館			2	2.1				792	264	0.00

避難所名	所在地	区	階層	標高(海拔)(m) 1階/2階/...	一時避難時 の収容人数	長期避難時 の収容人数	最大浸水深 (m)
〃 グラウンド				2.3			0.00
甚目寺西小学校 校舎	新居屋三反通 11	新居屋	4	3.0/6.6/10.2/13.8	900	300	0.00
〃 体育館			2	3.1	682	227	0.00
〃 グラウンド				2.1			0.00
七宝中学校 校舎	七宝町川部山王 4	七宝町川部	4	0.6/4.2/7.8/11.4	1680	554	0.34
〃 体育館			2	0.1	1108	369	0.09
〃 柔剣道場			2	0.6/5.5	408	136	0.09
〃 グラウンド				-0.4			0.34
七宝北中学校 校舎	七宝町遠島十坪 117	七宝町遠島	4	1.7/5.3/8.9/12.5	640	210	0.00
〃 体育館			2	1.8	1152	384	0.00
〃 格技場			2	1.6/6.4	406	135	0.00
〃 グラウンド				0.8			0.00
美和児童館	木田五反田 124 番地 1	木田	2	0.6/4.5	272	90	0.00
甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	新居屋東高田 58	新居屋	2	1.3/5.7	461	151	0.00
甚目寺会館	甚目寺東大門 8	甚目寺	3	1.9/5.8/9.6	224	73	0.00

区別緊急避難場所

区名	居住者数	避難可能な距離圏にある避難先(緊急避難場所)
七宝町沖之島	1,874	宝小学校、七宝北中学校、美和東小学校、七宝焼アートヴィレッジ、新居屋防災センター
七宝町遠島	2,529	宝小学校、七宝北中学校、七宝焼アートヴィレッジ、七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校
七宝町安松	1,448	七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校、七宝焼アートヴィレッジ
七宝町秋竹	1,923	秋竹小学校、七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校
七宝町桂	2,871	秋竹小学校、七宝保健センター、七宝総合体育館、七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校
七宝町下田	1,404	七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校
七宝町川部	3,191	七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校、七宝保健センター、七宝総合体育館
七宝町伊福	2,726	七宝総合体育館、伊福小学校
七宝町下之森	1,378	伊福小学校
七宝町徳実	541	伊福小学校
七宝町鷹居	1,110	—
七宝町鯉橋	1,339	—
篠田	6,245	篠田小学校、篠田防災コミュニティセンター
小橋方	1,113	篠田小学校、篠田防災コミュニティセンター
乙之子	591	篠田小学校、篠田防災コミュニティセンター
新居屋	7,772	新居屋防災センター、甚目寺西児童館、甚目寺小学校
計	39,300	

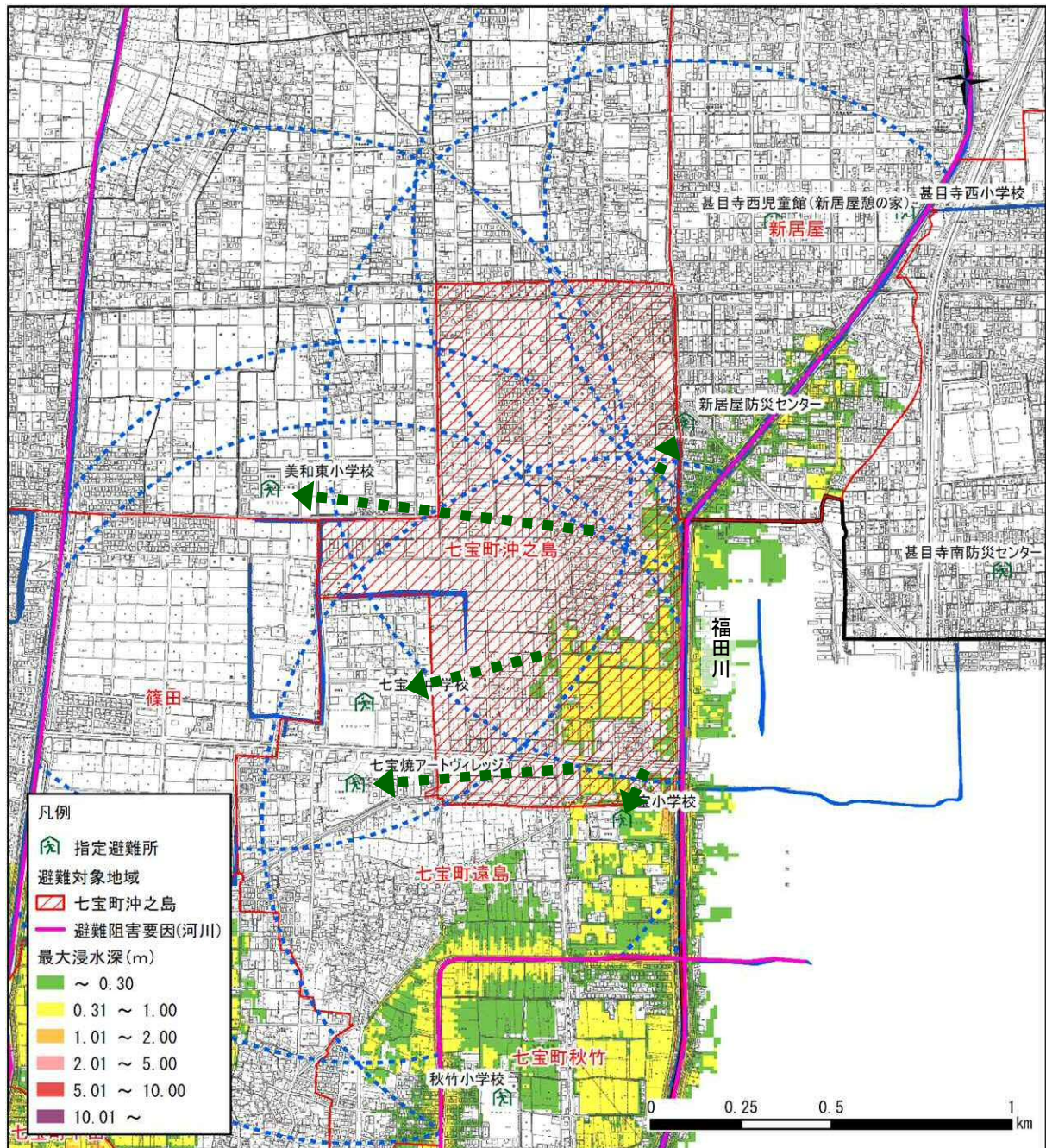
第2節 区別緊急避難場所の検討

第1項 七宝町沖之島

本区においては、福田川沿いで浸水被害の発生が予測されるため、福田川から離れる方向にある七宝北中学校、七宝焼アートヴィレッジ、美和東小学校への避難を検討する。

ただし、緊急を要する場合や遠距離の避難が困難な場合には、宝小学校、新居屋防災センターへの避難とするが、浸水の状況等に十分な注意が必要である。

また、美和東小学校、新居屋防災センターは別校区となるため、住民への周知方法や各施設の受入体制等を事前に検討する必要がある。



第2項 七宝町遠島

本区においては、福田川・小切戸川沿いで浸水被害の発生が予測されるため、これらの河川から離れる方向へ避難することが望ましく、七宝北中学校、七宝焼アートヴィレッジへの避難を検討する。

緊急を要する場合には宝小学校への避難とするが、その場合には周辺が浸水していることが予想されることから、浸水状況等十分な注意が必要である。

また、本区南部の住民に関しては、距離が近い七宝小学校、七宝公民館への避難を検討する。

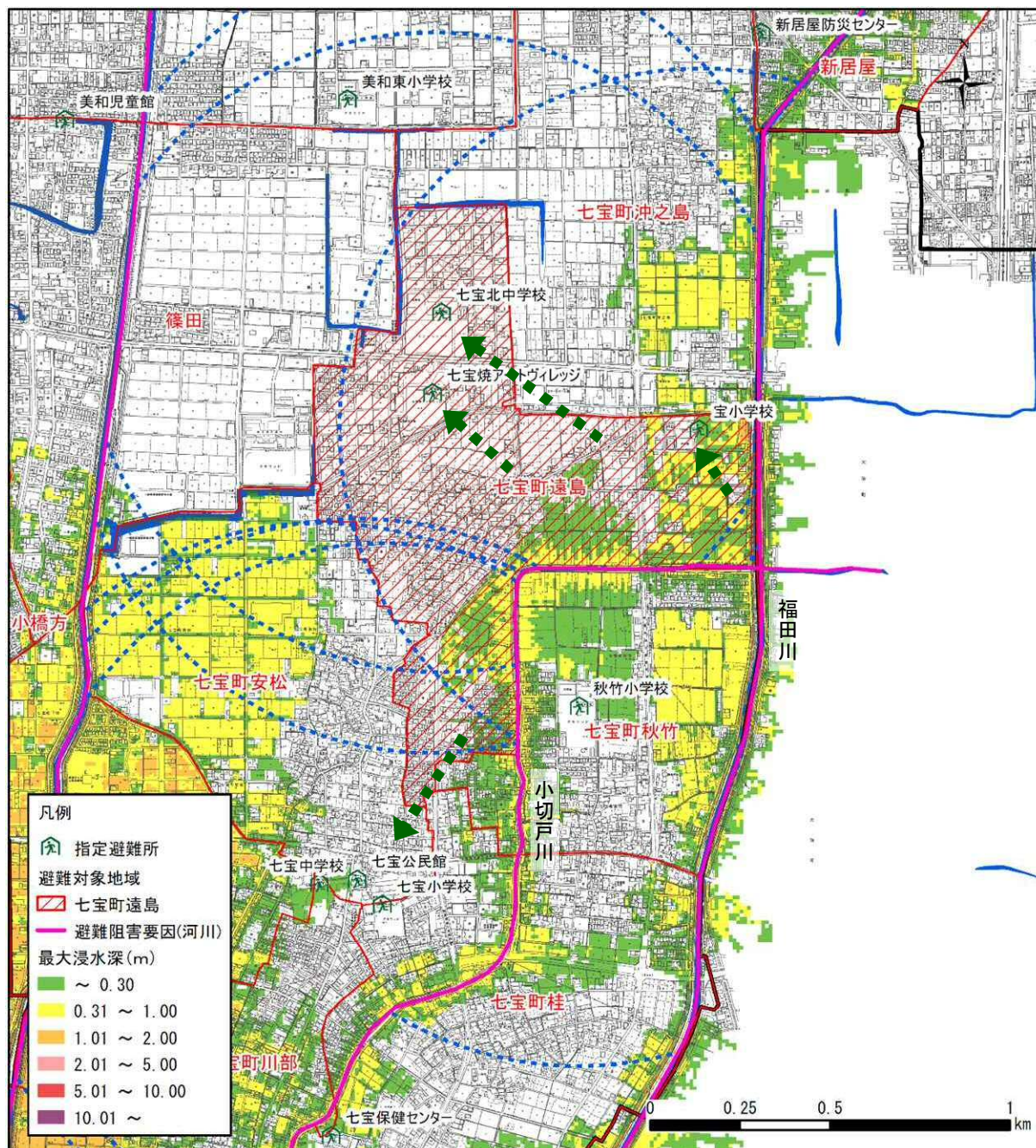


図 5-2 緊急避難場所（七宝町遠島）

第3項 七宝町安松

本区においては、蟹江川沿いで浸水被害の発生が予測されるため、蟹江川から離れる方向へ避難することが望ましく、七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校、七宝焼アートヴィレッジへの避難を検討する。

ただし、七宝焼アートヴィレッジへ避難する場合には、別校区となるため、住民への周知方法や各施設の受入体制等を事前に検討する必要がある。

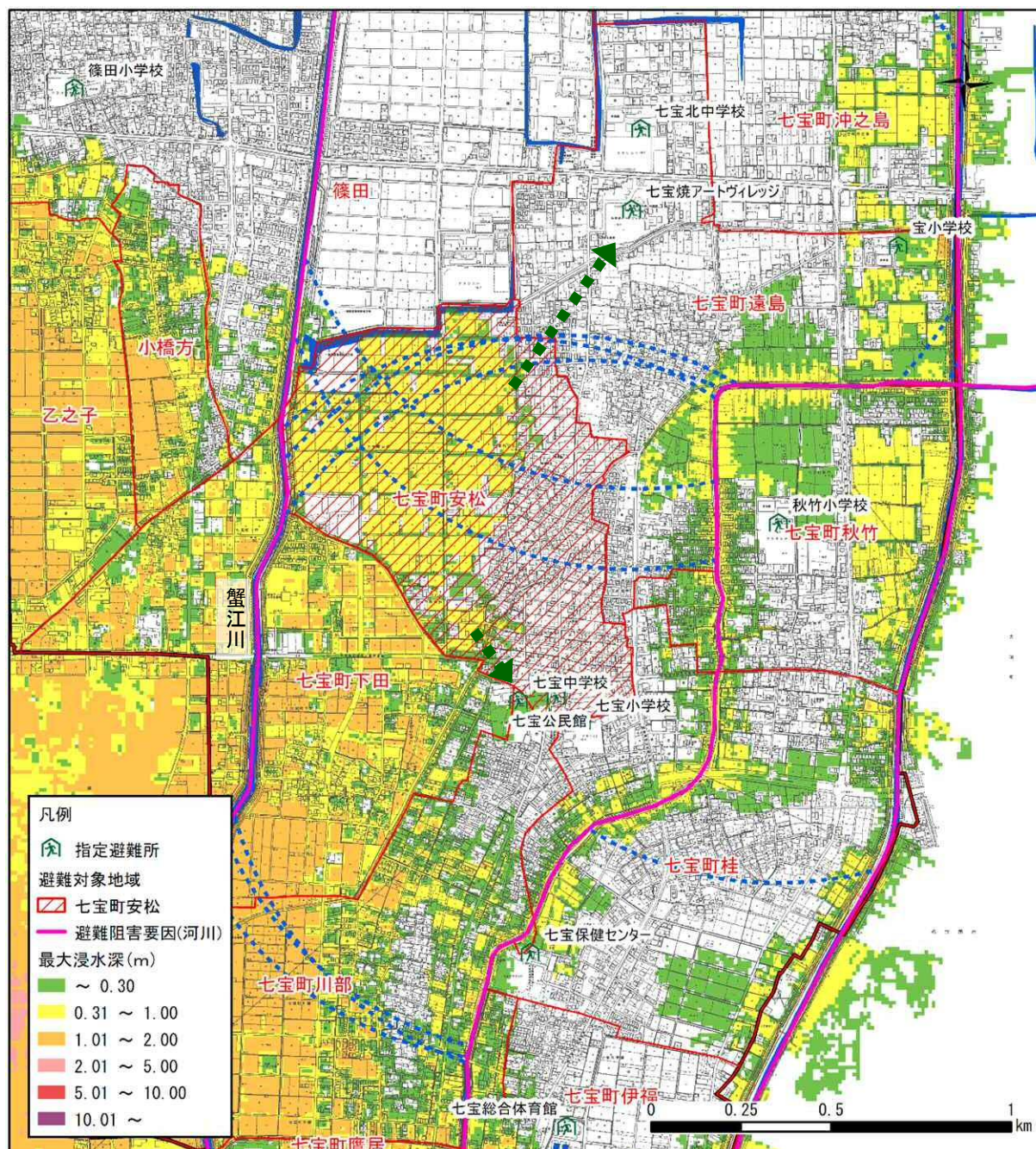


図 5-3 緊急避難場所（七宝町安松）

第4項 七宝町秋竹

本区においては、福田川と小切戸川に挟まれた範囲では秋竹小学校が緊急避難場所の候補地となるが、周囲が広い範囲で浸水すると予測されるため、避難する場合には浸水状況等に十分な注意が必要である。

また、小切戸川より西側の地域では、河川から離れる方向にある七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校への避難を検討する。

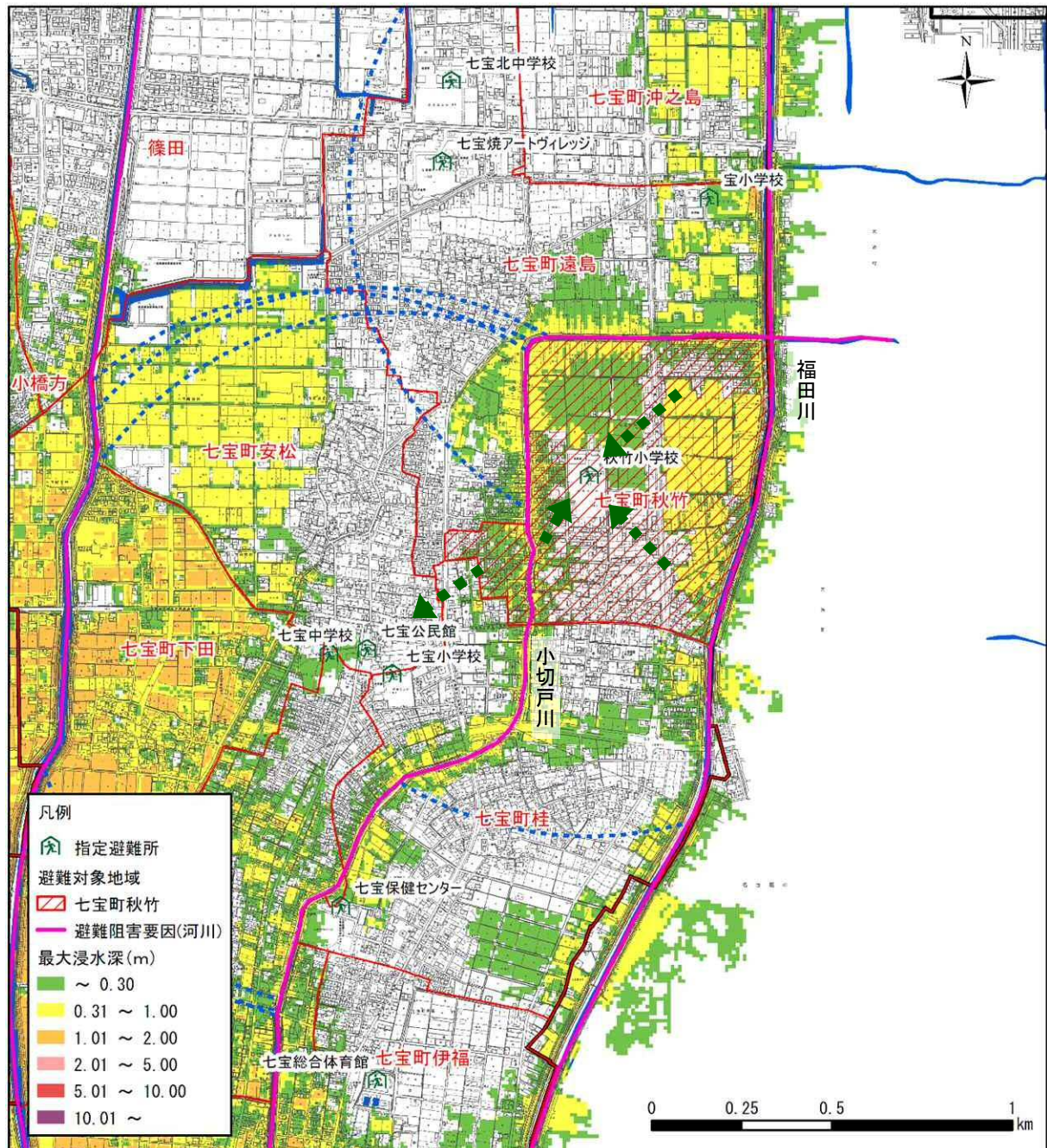


図 5-4 緊急避難場所（七宝町秋竹）

第5項 七宝町桂

本区においては、福田川と小切戸川に挟まれた範囲では秋竹小学校、七宝保健センターが避難所の候補地となるが、周囲が広い範囲で浸水すると予測されるため、避難する場合には浸水状況等に十分な注意が必要である。また、本区南部では、七宝総合体育館への避難も検討する。

小切戸川より北西側の地域では、河川から離れる方向にある七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校への避難を検討する。

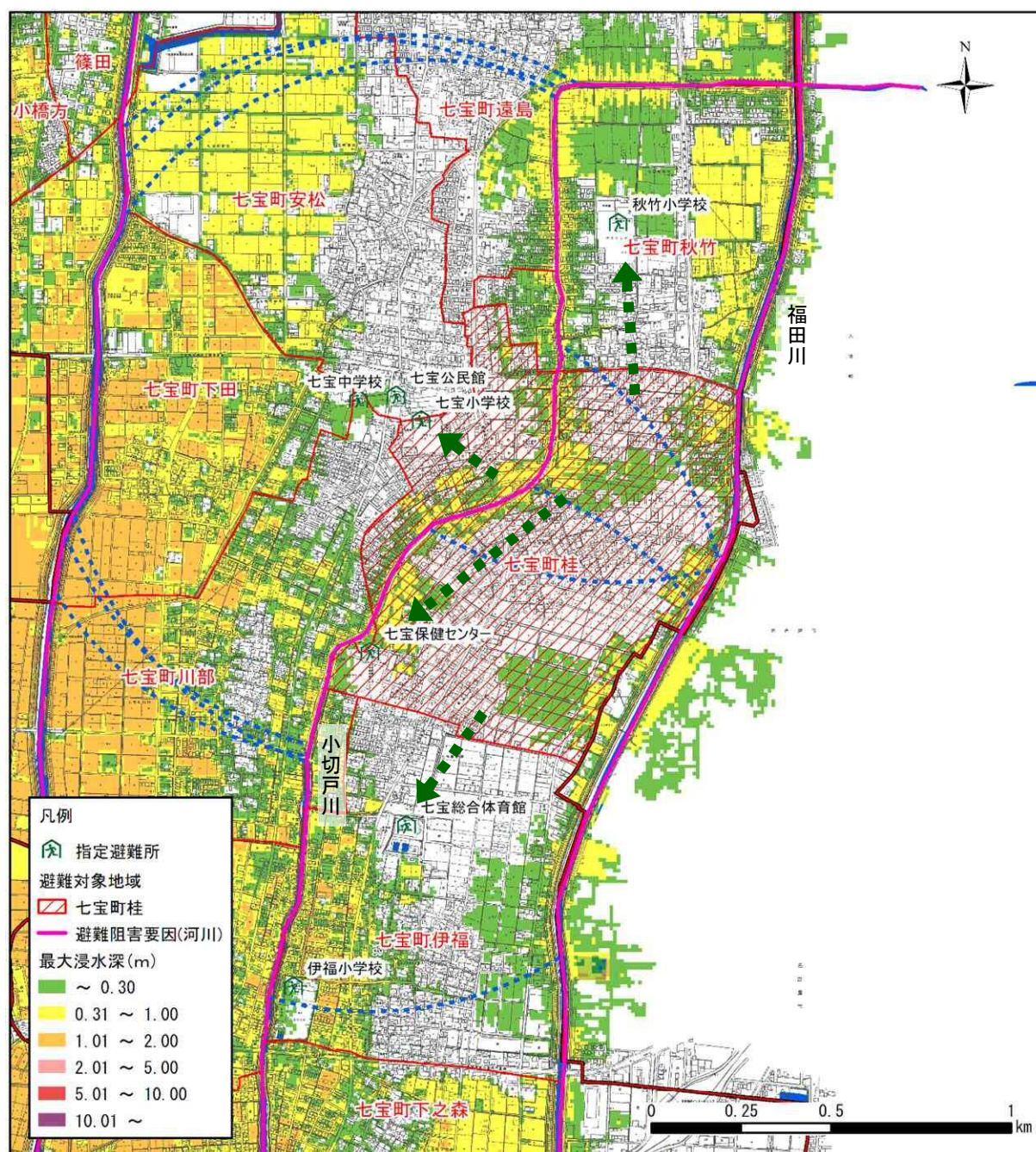


図 5-5 緊急避難場所（七宝町桂）

第6項 七宝町下田

本区においては、蟹江川より東側の地域では河川から離れる方向にある七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校への避難を検討する。

蟹江川より西側の地域では、周辺に指定避難所がないため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

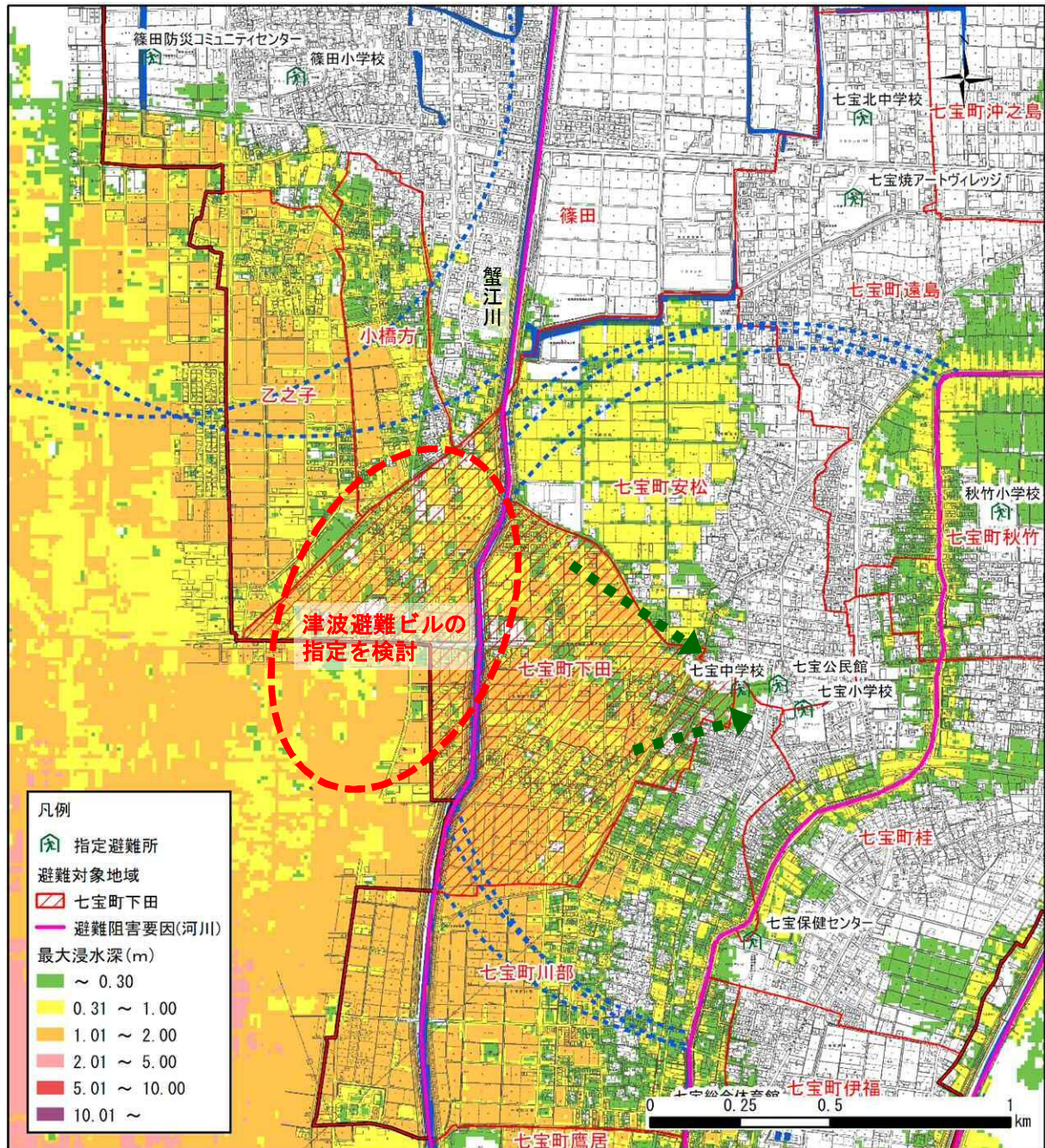


図 5-6 緊急避難場所（七宝町下田）

第7項 七宝町川部

本区においては、小切戸川より西側の地域では浸水想定区域より離れる方向にある七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校への避難を検討する。ただし、七宝小学校、七宝公民館、七宝中学校まで 1km 以上離れた範囲では、これら避難所への避難が困難と考えられるため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

小切戸川より東側の地域では、七宝保健センターや七宝総合体育館への避難が考えられるが、七宝保健センターは小切戸川に近く周囲が浸水すると想定されていることから、七宝総合体育館への避難も検討する。

蟹江川より西側の地域では、居住する住民が少ないことから個別に避難方法を検討するほか、隣接する津島市への避難も検討する。

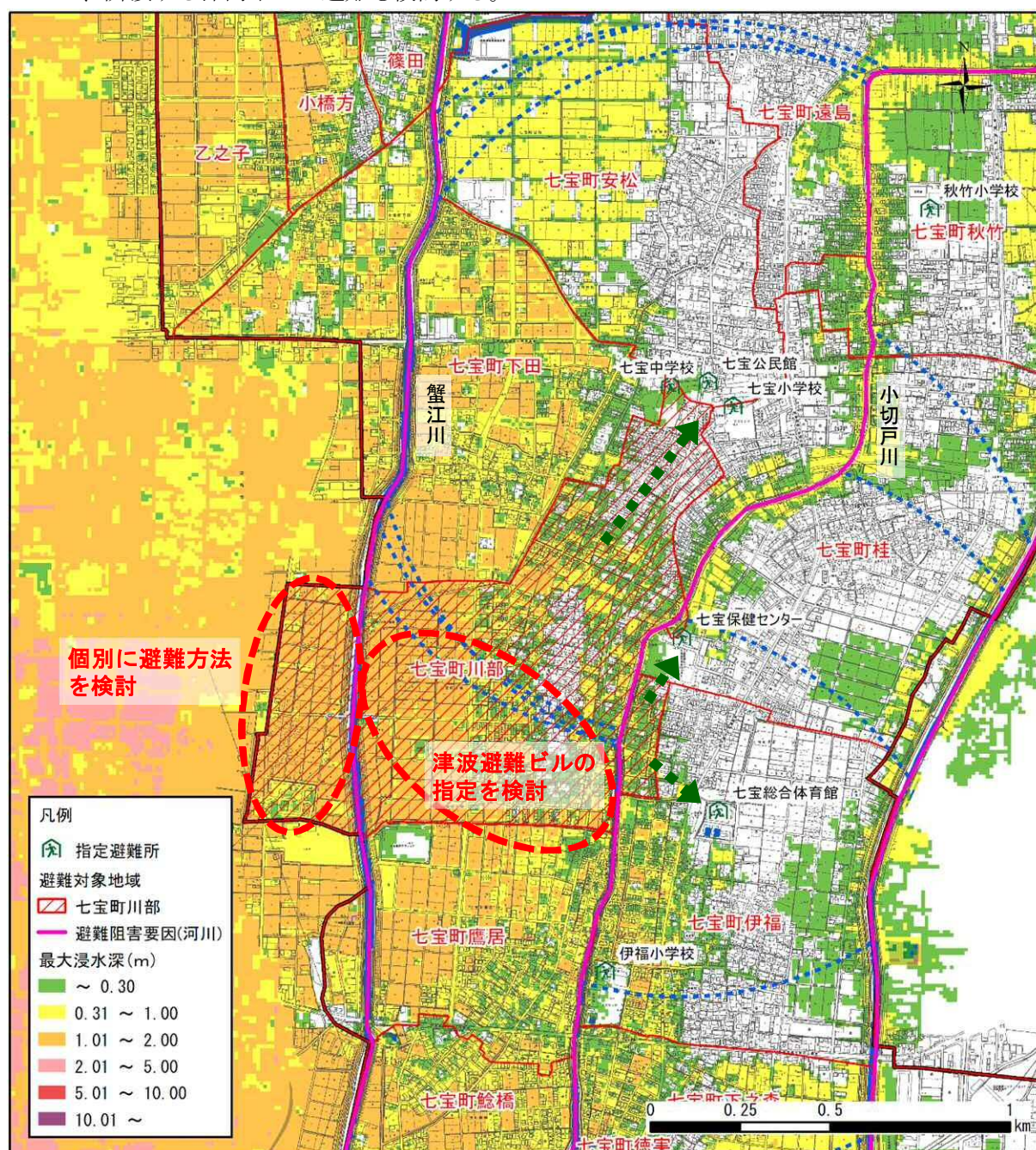


図 5-7 緊急避難場所（七宝町川部）

第8項 七宝町伊福・七宝町下之森・七宝町徳実

七宝町伊福の北西地域の住民は七宝総合体育館へ、七宝町下之森、七宝町徳実の住民は伊福小学校への避難を検討する。ただし、伊福小学校の周辺は浸水することが想定されるため、避難する場合には浸水状況等に十分な注意が必要である。

ただし、七宝町徳実の東側地域は伊福小学校まで1km以上あり、避難が困難と考えられるため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

七宝町伊福の南東地域は、周辺に指定避難所がなく、避難が困難と考えられるため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

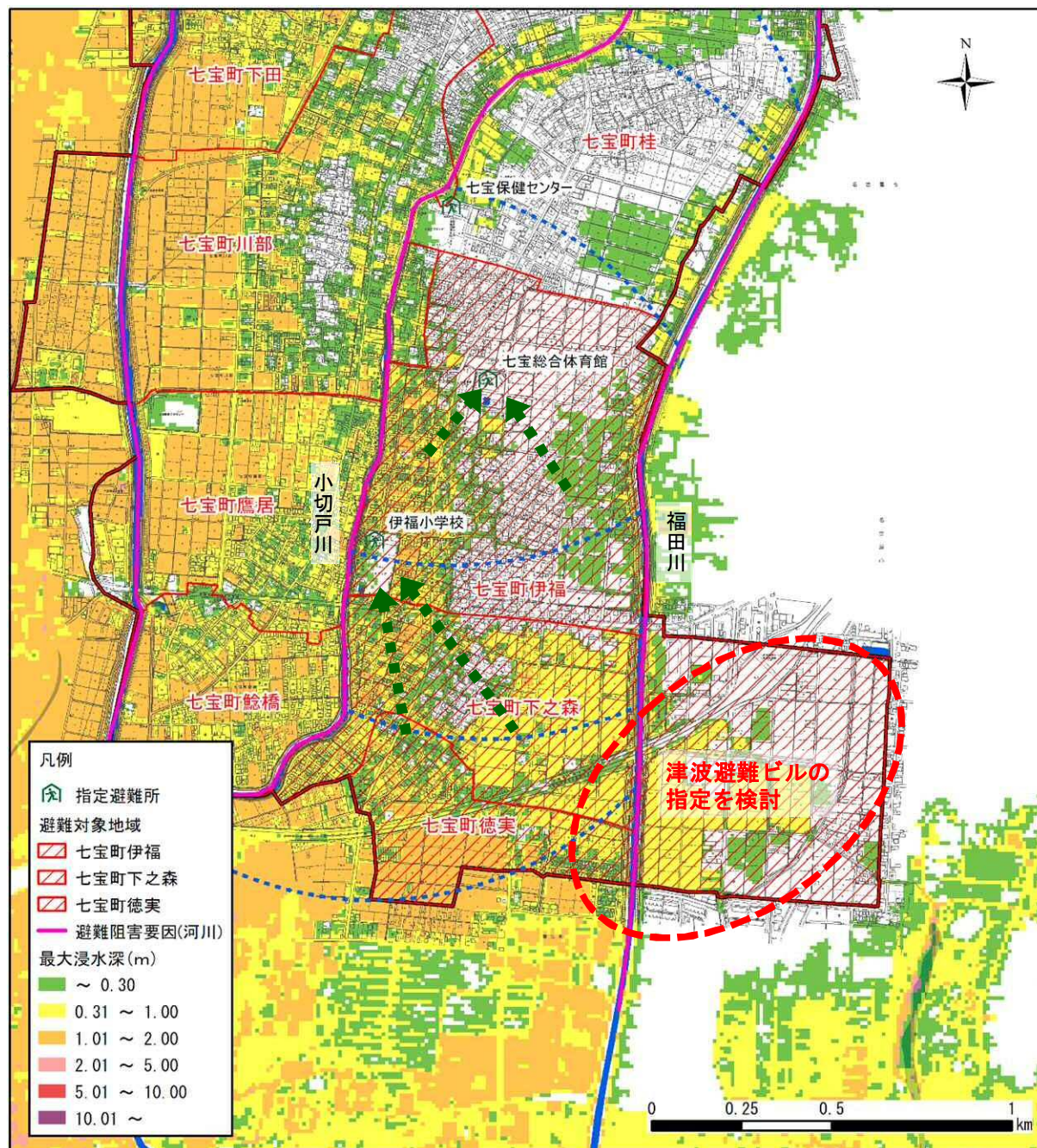


図 5-8 緊急避難場所（七宝町伊福・七宝町下之森・七宝町徳実）

第9項 七宝町鷹居・七宝町鯨橋

七宝町鷹居、七宝町鯨橋では、小切戸川が渡れない場合には周辺に指定避難所がなく、避難が困難と考えられるため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

七宝町鷹居の蟹江川より西側の地域では、居住する住民が少ないことから個別に避難方法を検討するほか、隣接する津島市への避難も検討する。

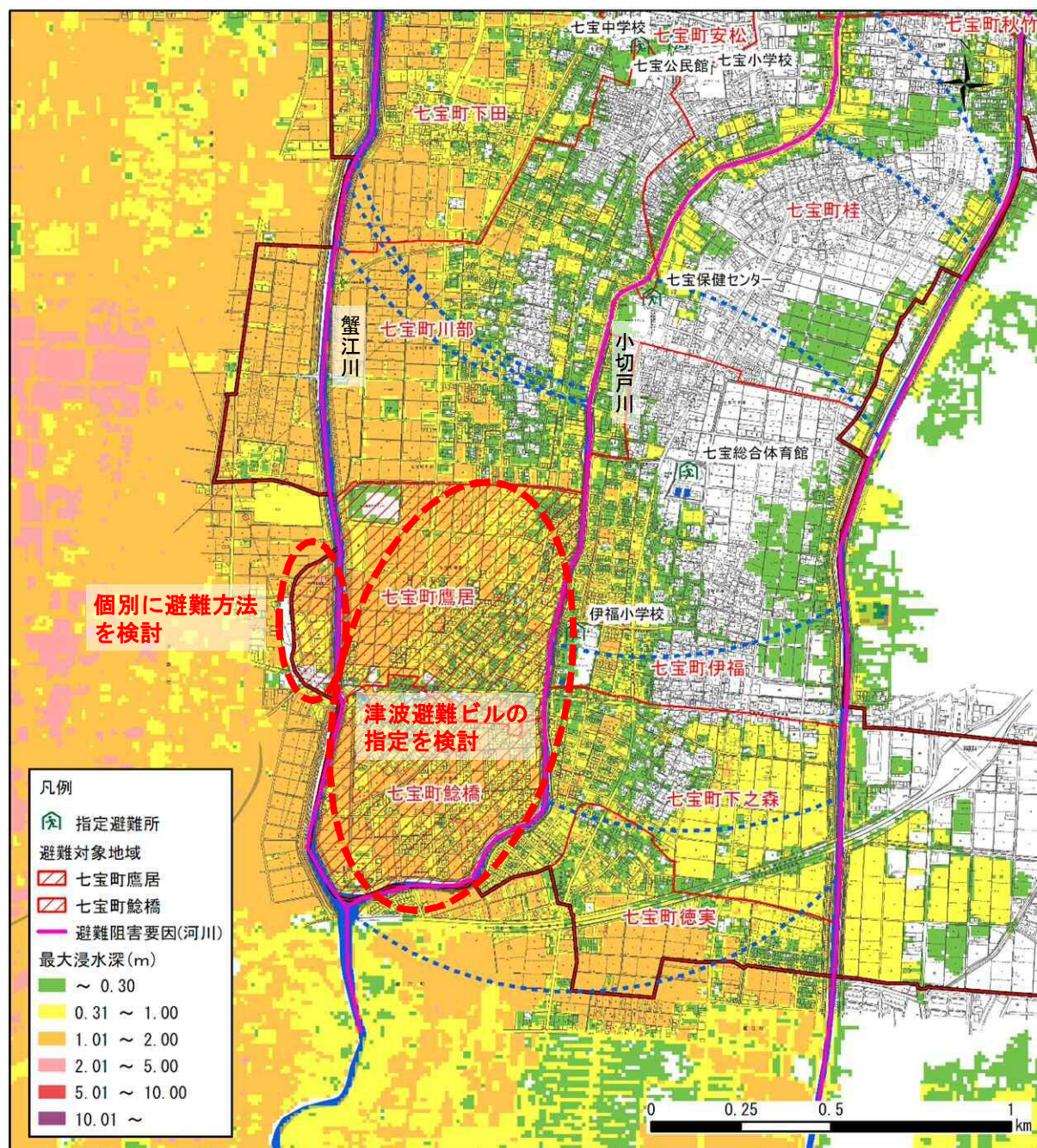


図 5-9 緊急避難場所（七宝町鷹居・七宝町鯨橋）

第10項 篠田

本区においては、蟹江川より西側の地域では、浸水想定区域より離れる方向にある篠田小学校、篠田防災コミュニティセンターへの避難を検討する。南部では篠田小学校まで1kmを超えるが、超える距離が少ないことから篠田小学校への避難を検討する。

蟹江川より東側の地域では、浸水想定区域内に住宅等はないが、避難を行う場合は蟹江川から離れた方向にある七宝中学校、七宝焼アートヴィレッジへの避難を検討する。

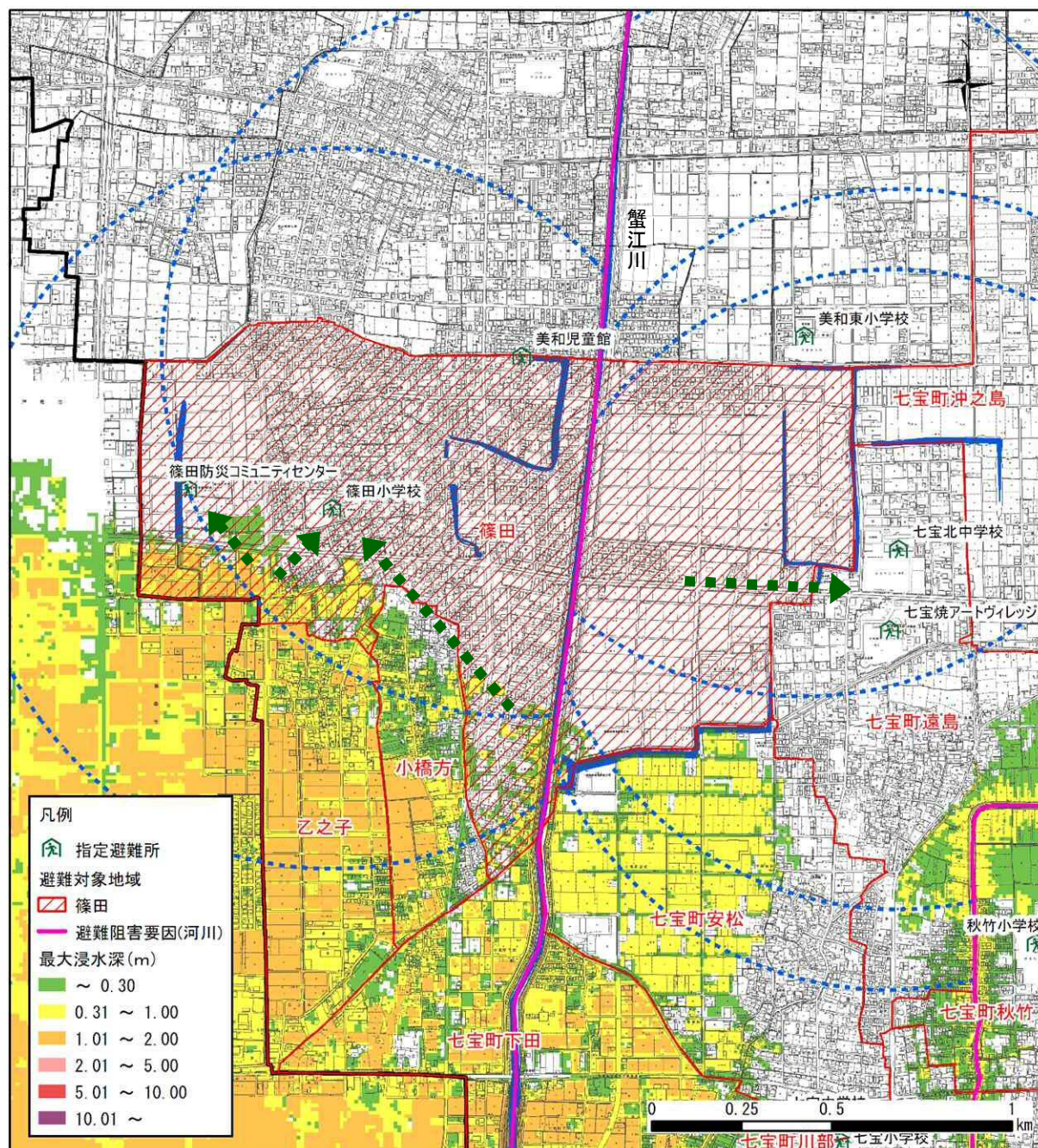


図 5-10 緊急避難場所（篠田）

第11項 小橋方・乙之子

小橋方、乙之子の両区においては、浸水想定区域より離れる方向にある篠田小学校、篠田防災コミュニティセンターへの避難を検討する。

ただし、南部では篠田小学校等まで1kmを超え、これら避難所への避難が困難と考えられるため、地域内において津波から一時的に避難するための津波避難ビルの指定を検討する必要がある。

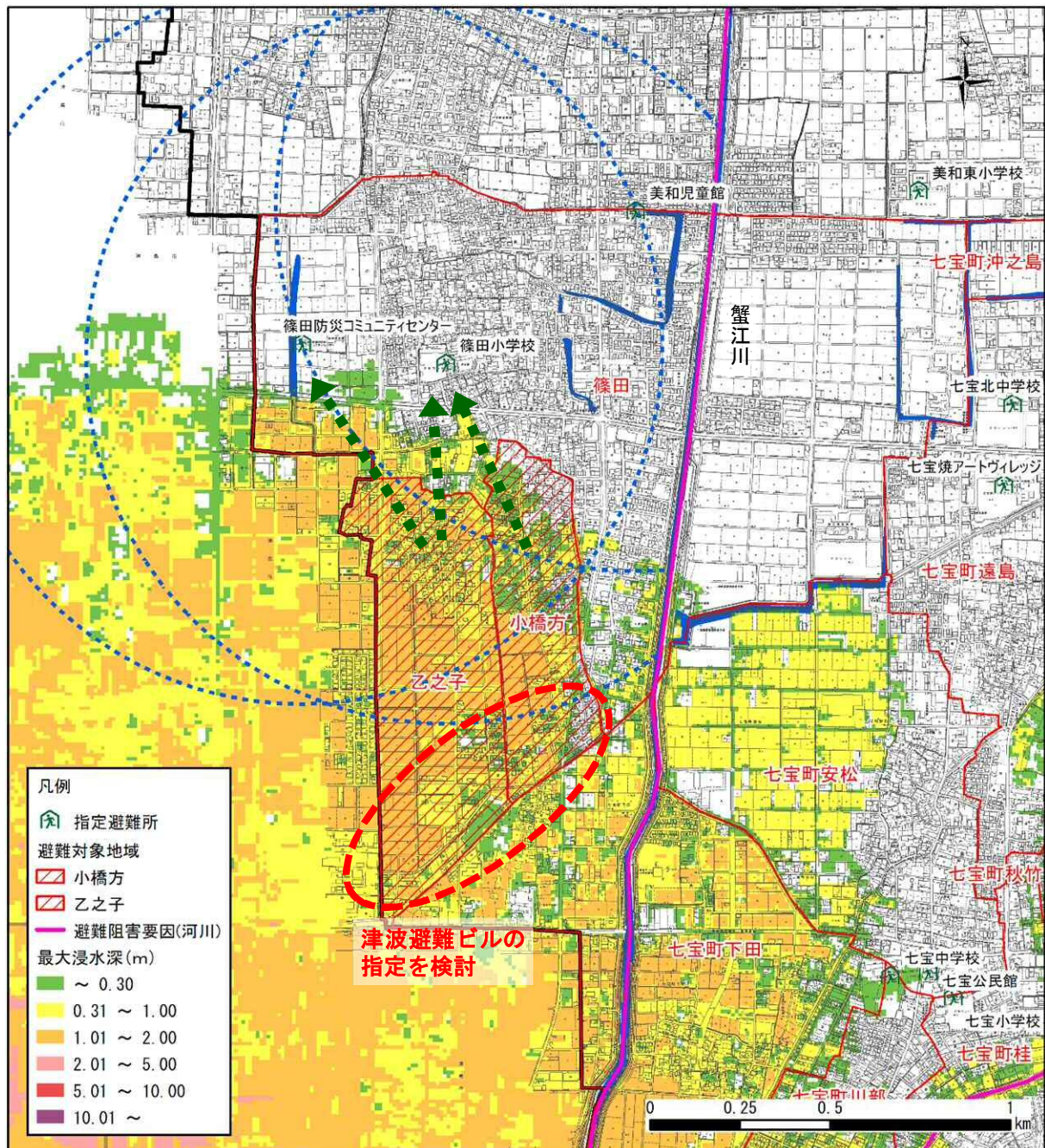


図 5-11 緊急避難場所 (小橋方・乙之子)

第12項 新居屋

本区においては、福田川より西側の地域では、福田川より離れる方向にある新居屋防災センター、甚目寺西児童館への避難を検討する。

福田川より東側の地域では、甚目寺小学校への避難を検討する。

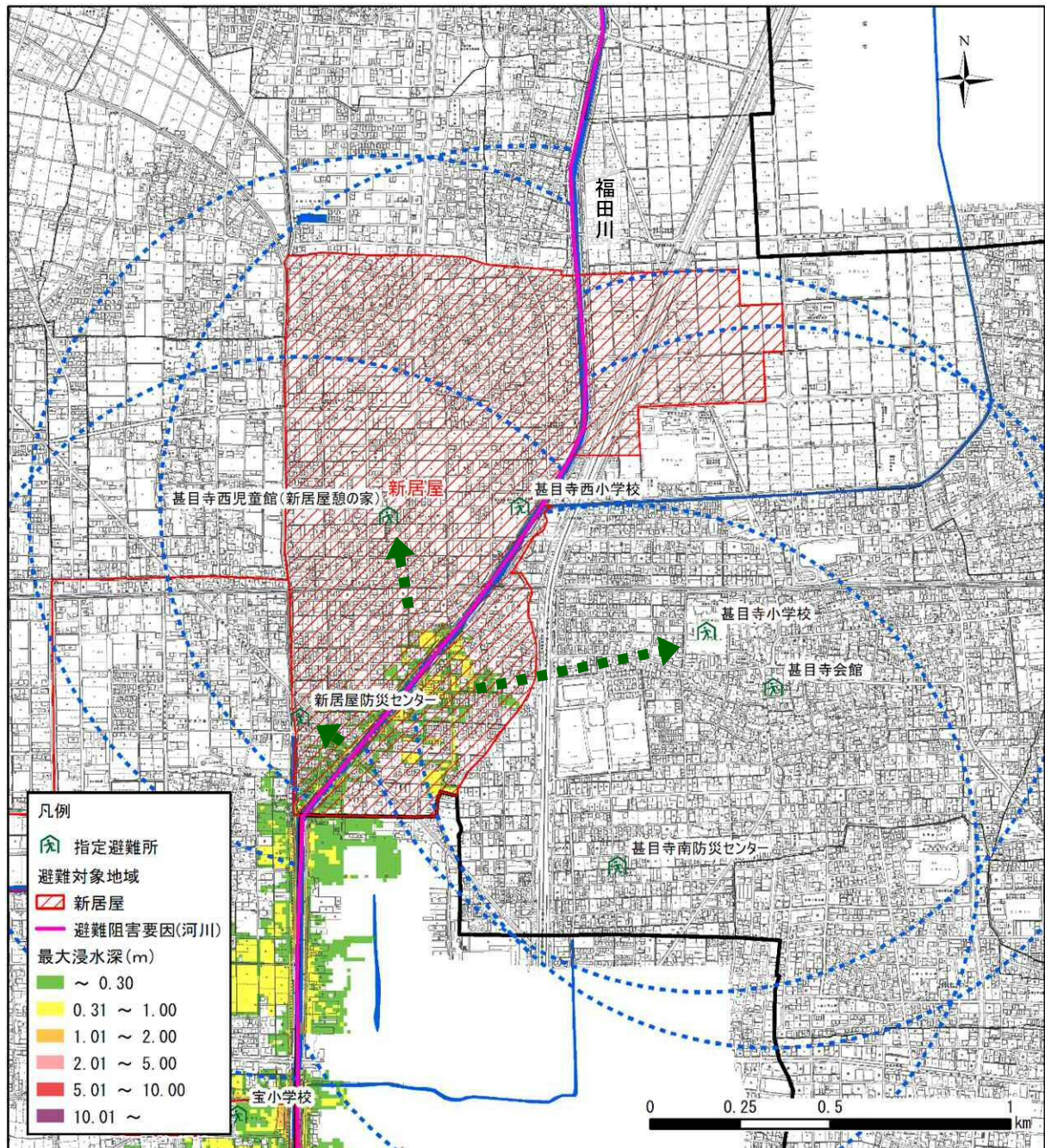


図 5-12 緊急避難場所（新居屋）

第3節 津波避難ビルの検討

第1項 津波避難ビル検討の考え方

本市では津波の到達まで比較的時間の余裕があることから、避難困難地域以外の住民は全て指定緊急避難場所に避難することとする。そのため、津波避難ビルは、避難困難地域内の市民等の一時避難を想定し、避難困難地域及びその近隣に立地する公共施設または民間施設を対象に検討する。

なお、津波避難ビルの検討に際しては「津波防災地域づくりに関する法律」第56条第1項、「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」第31条、「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」第1条並びに「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」第一及び第二並びに「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」を参照の上、次の観点で安全性が確保されるか検証する。

津波避難ビル検討の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・RC又はSRC構造であることを目安とすること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）以上。・海岸に直接面していないこと。・進入口への円滑な誘導が可能であること。・耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物であることが望ましい。）。・避難路等に面していることが望ましい。・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

第2項 避難困難地域における津波避難ビルの検討

避難困難地区内及びその周辺において、津波から一時的に避難可能な建物を抽出した。

七宝町下田・小橋方・乙之子の津波避難ビル

この避難困難地域内及びその周辺には、津波避難ビルとして利用可能な公共施設がないため、民間施設の中から津波避難ビルとして利用可能な建物2ヶ所を、津波避難ビルの候補地として抽出した。

また、避難困難地域内には老人ホームやデイケア施設等の要配慮者利用施設が多くあるが、七宝病院に一時的な避難が可能か、各施設と協議の上、検討する。

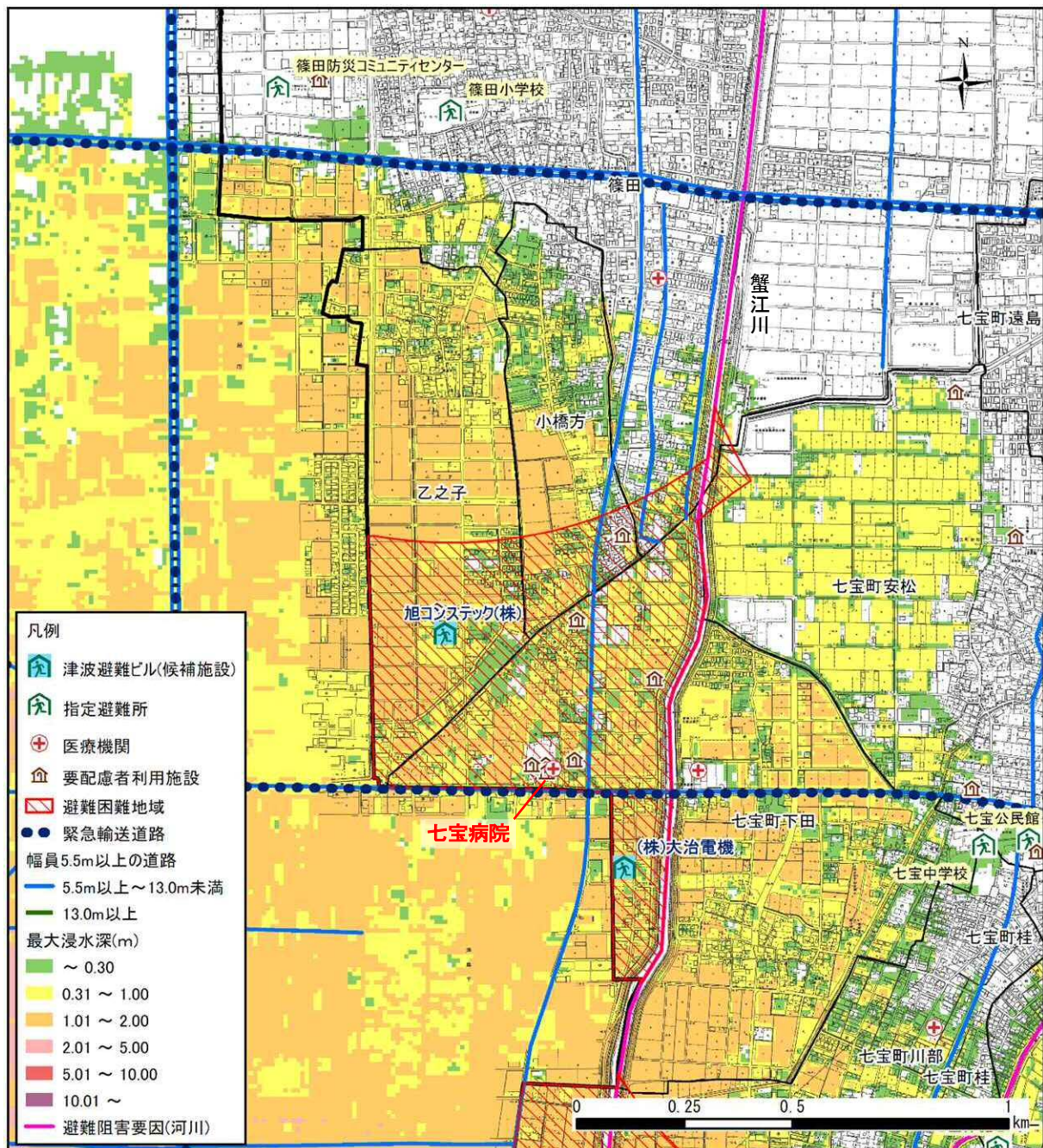


図 5-13 津波避難ビル（七宝町下田・小橋方・乙之子）

七宝町川部・七宝町鷹居・七宝町鯉橋の津波避難ビル

この避難困難地域内においては、津波避難ビルとして公共施設 1 ヶ所、民間の建物 1 ヶ所を候補地として抽出した。

このうち、七宝鷹居グラウンドについては、スタンド部分に屋根がないため、雨天時等の利用が可能か検討を要する。

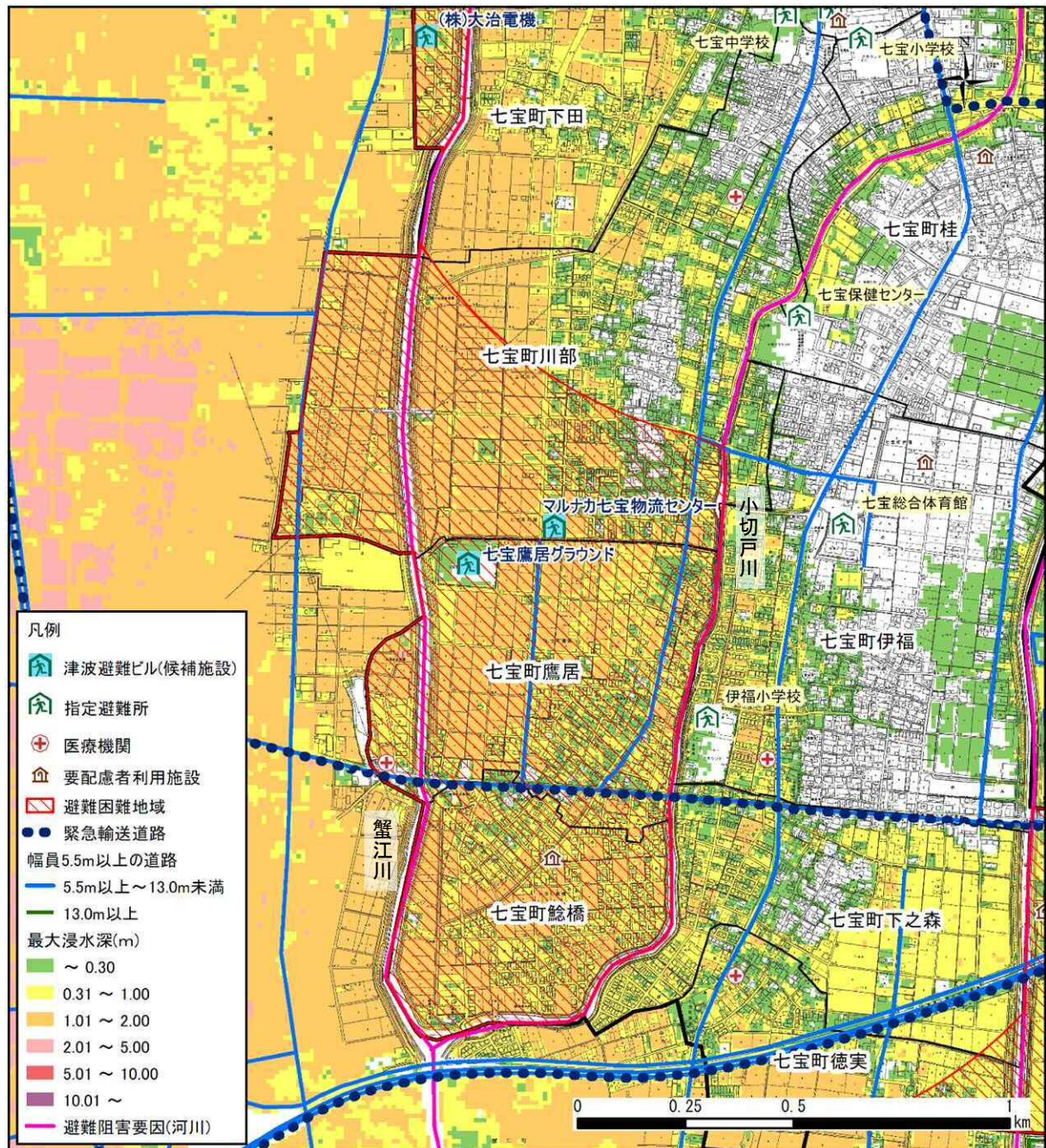


図 5-14 津波避難ビル（七宝町川部・七宝町鷹居・七宝町鯉橋）

第4節 避難路の検討

第1項 避難路設定の考え方

今後、あま市において、避難路及び避難経路は、避難対象地域の住民等が避難対象地域の外や、指定緊急避難場所等の避難場所へ迅速かつ安全に避難行動がとれることを考慮して、次のような安全性や機能が確保される道路を指定することが望ましい。

避難路指定の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針より抜粋）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。 ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。 ・河川沿いの道路は、あらかじめ避難路として利用されることを想定の上で整備された道路等を除き、原則として避難路に指定しないこと。 ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。 ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保が図られていることが望ましい。 ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。 ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

第2項 避難路の設定

上記の避難路指定の考え方を踏まえ、次のような選定要件を設定し、避難路候補路線を抽出した。

- ・河川氾濫浸水が想定される河川沿いの道路は除く。
- ・車道幅員 5.5m以上の道路。（原則2車線以上の道路）

(1) 避難候補路線の延長

抽出した避難路候補路線の延長は、市域全体で約93kmとなる。このうち、浸水範囲内の延長は約13kmあり、この区間では浸水の影響により避難路として使用できない可能性があるため、注意が必要である。

	避難路候補路線 延長(km)
市域全域	92.73
避難対象地域内	38.80
浸水範囲内	13.06

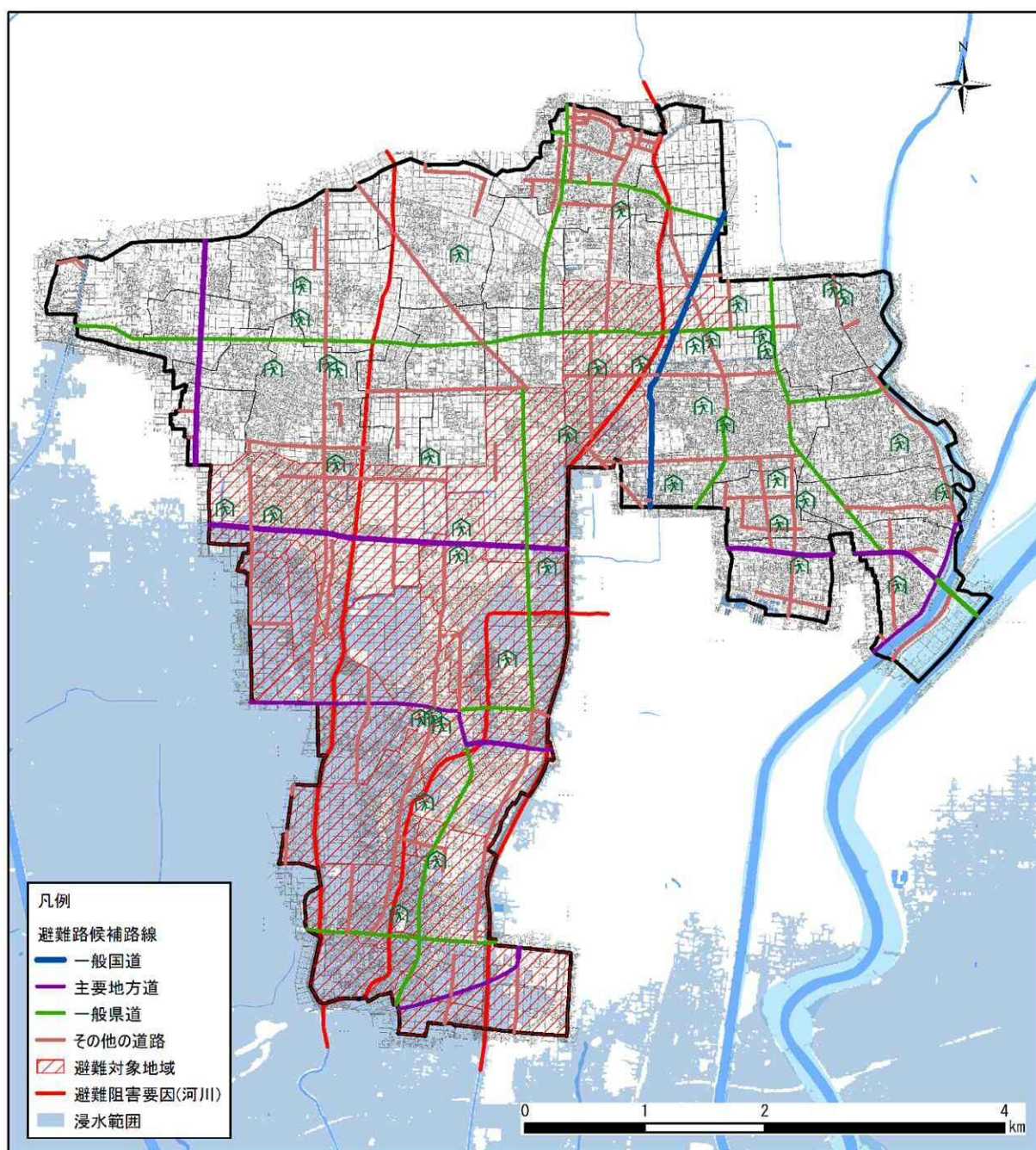


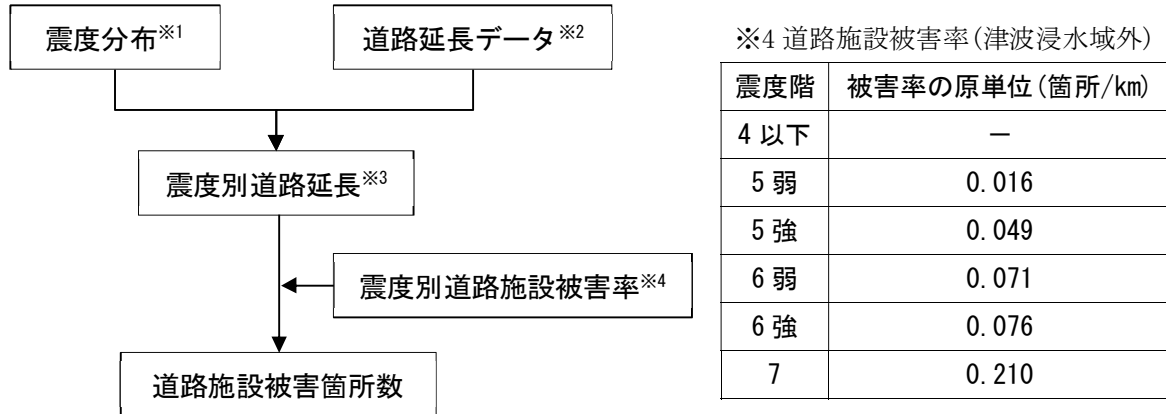
図 5-16 避難路候補路線

(2) 避難路の留意事項

大規模地震が発生した場合、揺れに伴う液状化や津波浸水等により道路被害が発生し、避難行動に支障をきたすことが想定される。本市の場合は軟弱地盤が広がっていることから、液状化による噴砂や、ひび割れ・隆起・沈下、波打ちなどの路面変状が生じる可能性が高い。また、マンホールの浮き上がりや、路面への土砂の流出等が合わせて生じ、安全な通行が困難となることが考えられる。

このため、避難路候補路線について、このような液状化による道路被害(津波浸水域外)がどの程度発生するのか、次の方法で推定を行った。

揺れによる道路被害（津波浸水域外）の推定フロー



※1：本市域の想定震度はほぼ全域で震度6強であるため、震度分布は全域震度6強とする。

※2：津波浸水域外の道路延長として、市域全体(92.73km)から浸水範囲内(13.06)を差し引いた、79.67kmを対象となる道路延長とする。

※3：市全域を震度6強としたため、震度6強の道路延長が79.67kmとする。

※4：市全域を震度6強としたため、震度6強の係数である0.071を用いる。

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要(中央防災会議：平成25年3月)

<予測式>

$$\begin{aligned}
 (\text{道路施設被害箇所数}) &= (\text{震度別道路延長_km}) \times (\text{道路施設被害率_箇所/km}) \\
 &= 79.67 \times 0.076 \\
 &= \underline{\underline{6.05 \text{ 箇所}}}
 \end{aligned}$$

津波浸水域外の道路施設被害箇所数は、6.05箇所程度の被害が発生すると考えられる。

第3項 避難路機能の確保

災害時には、地震発生後速やかに被害箇所を確認する。液状化による噴砂や、ひび割れ・隆起・沈下、波打ち、河川水の浸水によって運ばれたゴミや沿道倒壊物による道路敷の不明瞭化など、路面は様々な様相を呈していることが考えられることから、自転車や徒歩等安全に移動できる手段をできるだけ使用し、状況確認を行う。発災から2日後以降は、国や県より空中写真、衛星写真等の提供がこれらも活用しながら道路網の被災の全体像把握に努める。

避難路は、避難施設に繋がる道路として、人や物資が移動する重要なルートとなることから、広域輸送路に結節する被害の軽微な路線から手当を施し、輸送ネットワークを効率的に復旧させるよう工夫するものとする。

第6章 初動体制（職員参集）

第1節 連絡・参集体制

地震又は津波の発生時、あるいは津波発生のおそれがある場合は、市役所内に災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

第1項 職員の配備体制及び配備基準

市は、津波が発生し又は発生のおそれがある場合、次のとおり地域防災計画の定めにより職員の配備体制をとる。

非常配備の種類		時期	
		始期	終期
第1非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。
	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
第2非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。
第3非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。

第2項 職員への周知

本市に非常配備基準に該当する地震が発生した場合、また東海地震に関連する情報を受理又は報道に接した場合、職員は、上記の非常配備の種類に応じて、次の措置をとるものとする。

勤務時間内

ア 安全安心課は、直ちに庁内放送・電話等により、庁内職員及び市施設の職員、消防団の団長及び副団長に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る。

イ 非常配備担当職員は、震度等に応じて直ちに所定の配備につくものとする。

勤務時間外

自宅等で、地震が発生した場合、また南海トラフ地震に関連する情報の報道に接した場

合、各職員は次の措置をとる。

ア 非常配備担当職員

震度等に応じて、あらかじめ定められた参集場所に速やかに参集する。

イ 非常配備担当職員以外の職員

自宅で待機し、緊急招集に備えるものとする。

参集時には以下の事項に留意する。

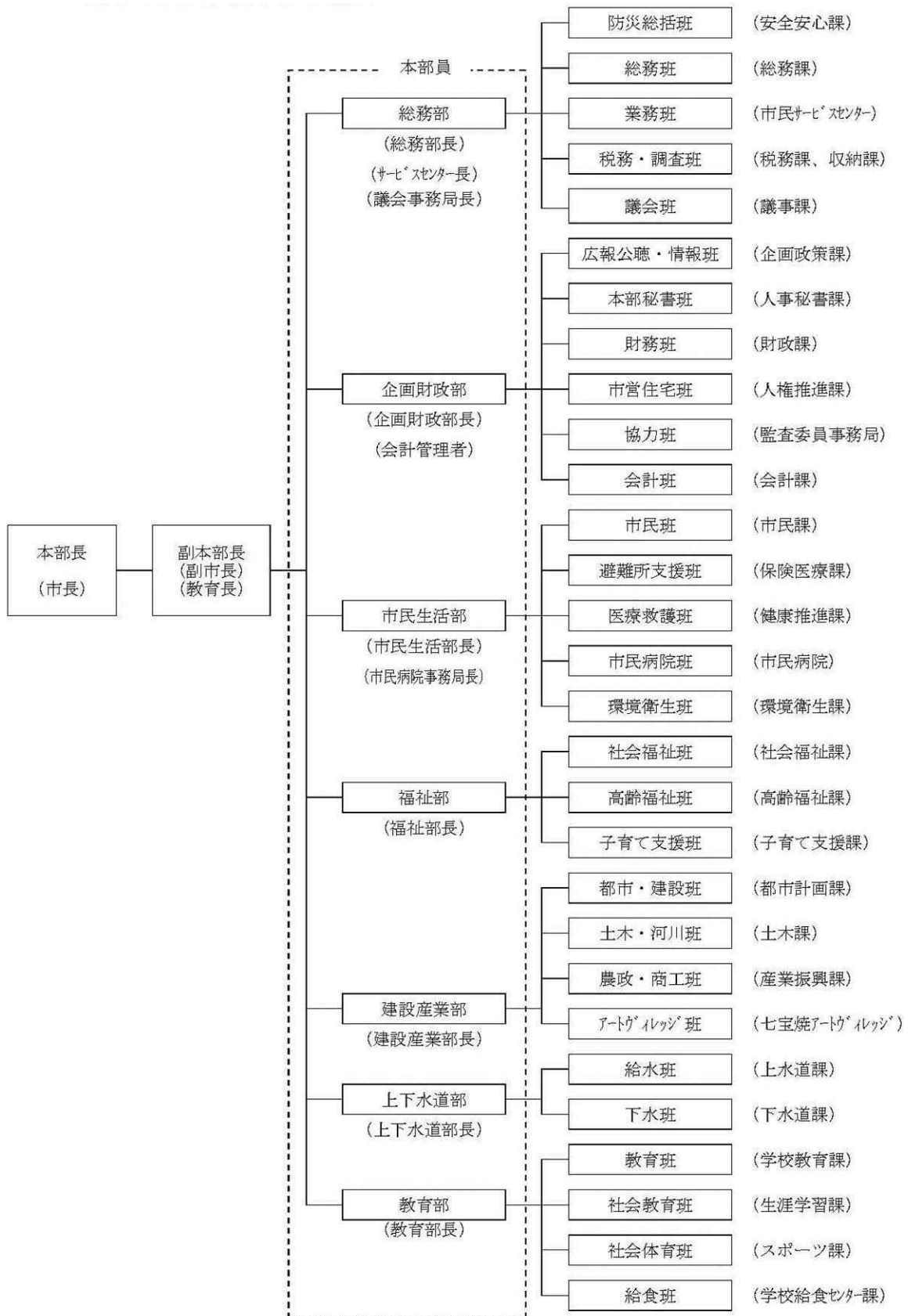
- ① 参集困難な場合の措置
災害の状況により、参集場所への参集が困難な場合には、最寄りの市施設、指定避難所等に参集し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を実施する。
- ② 参集の最優先
参集途上において、住民等から救急救助その他応急活動の実施を求められた際には、人命に関わる救助活動以外、参集に努める。
- ③ 参集途上の情報収集
道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点を、参集後直ちに所属長等に報告する。

第2節 災害対策本部の体制

災害対策本部は、次の区分により設置する。

- 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 津波警報が発令され、市長が認めるとき。
- 相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

災害対策本部の体制は、次の通りとする。



第7章 避難誘導体制

第1節 避難誘導等の従事者の安全確保

災害発生後、消防職員・消防団員、水防団員等、災害対応に従事する職員は、予想される津波到達時間や浸水面積の広がり等を考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う必要がある。しかし、そうした発災直後に必要となるこれらの業務にあたっては、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で実施されねばならない。

第1項 退避の優先

自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であることを災害対応に従事する職員に教育する。

第2項 退避ルールの確立

浸水想定区域内での活動が想定される場合には、退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

第3項 住民自ら身を守る意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られており、災害時要配慮者や住民自らも命を守るという基本原則に則った防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

第4項 避難誘導等に従事する者の負担軽減

消防団員等にあつては、限られた時間のなかで消防団活動等と避難支援活動を果たすことが求められることから、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、耐震化といったハード面の対策や、陸閘の操作体制の強化や、場合によっては廃止・常時閉鎖といったソフト面の対策を講じることによって閉鎖活動の最小化の取組をすすめる。

第2節 津波情報等の収集・伝達

市は、迅速に非常配備体制をとるため、速やかに地震情報を収集・伝達し、本部設置に向けての所要の体制整備を行う。

市内の震度は、テレビ・ラジオを視聴し、また県高度情報通信ネットワークにより県内市町村等の震度状況を確認し、地震の規模、震源等を把握するものとする。市は、迅速に非常配備体制をとるため、積極的に自らの職員を動員し、一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の利用、あるいは携帯電話を利用し、または応援協定先及び関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

第1項 情報収集

津波は 20cm から 30cm 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合でも直ちに避難行動を取る必要がある。

そのため、市は、地震情報（震度、震源、地震の規模、余震の状況等）、津波情報等を入手した際の、関係部課への内部伝達体制をあらかじめ確立し、これらの情報に基づき取組や市民等への伝達の判断を迅速に行える体制整備に努める。

津波に関する警報等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

出典：気象庁

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

出典：気象庁

津波予報

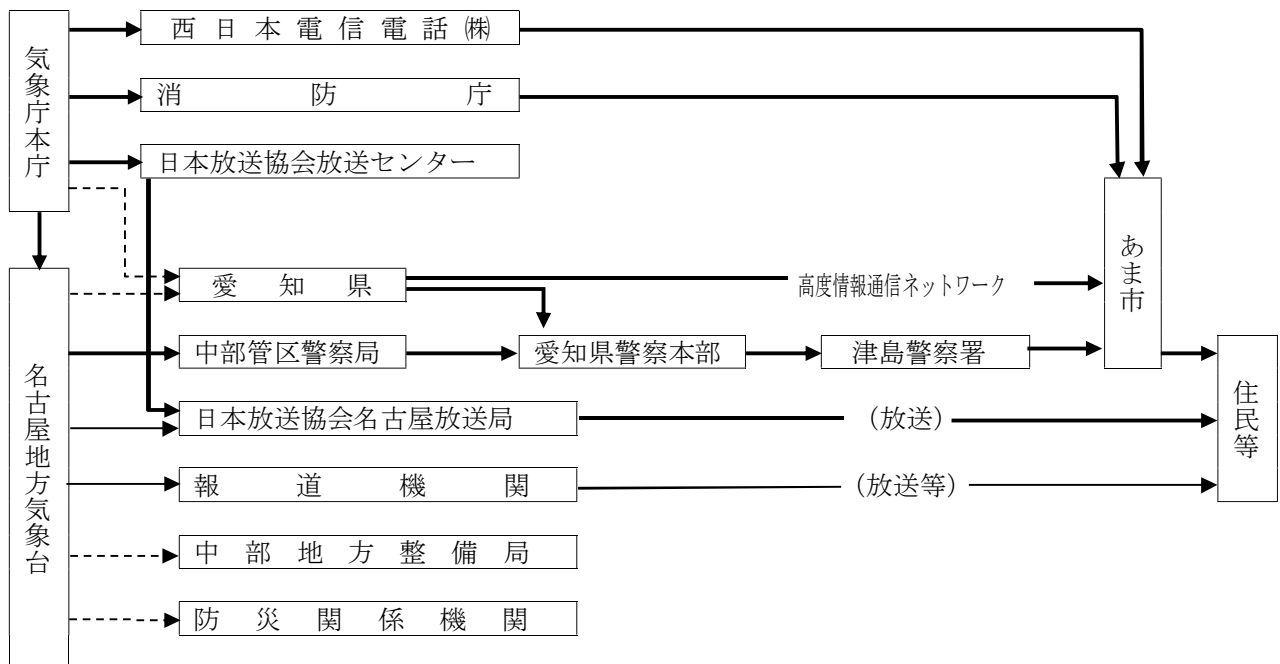
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

出典：気象庁

第2項 津波警報等情報の伝達

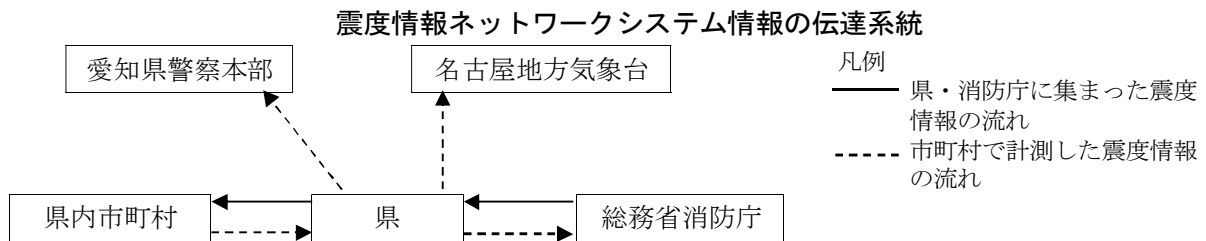
津波警報等を入手した際、関係機関は次の伝達システムにより迅速かつ的確に伝達する。



- (注) 1 通知の区分
 ───────────▶ 法令等による通知系統
 ───────────▶ 公衆への周知系統
 - - - - - - - -▶ その他必要と認める伝達系統
- (注) 2 伝達方法
 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
- (注) 3 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

また、県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



第3項 市民等への伝達

地震発生後の地震・津波情報等は、直ちに住民等へ伝達・広報を行う。津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

伝達にあたっては、地域衛星通信ネットワーク、屋外拡声器、戸別受信機、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達等を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

第3節 避難勧告・指示等の発令

第1項 発令基準

緊急地震速報の発令をもって避難指示の発令と同等の状況下にあると想定する。

また、緊急地震速報が発令されなくても、地震が発生し、愛知県沿岸に津波注意報、津波警報等が発表されたり、市内で液状化現象が確認された場合には、市内の河川堤防の状況を迅速に点検し避難指示を発令する。

第2項 避難勧告、指示伝達方法

津波浸水の避難指示の伝達方法は、以下のとおりとする。

項目	内容
内容	<ul style="list-style-type: none">・避難指示の理由・避難対象地域・避難先・その他必要な事項
伝達方法	Lアラート、メール配信、サイレン吹鳴 ※直ぐに浸水が始まって動けなくなる可能性が高いため、広報車による広報は行わない。
伝達文	避難指示 「緊急放送、緊急放送、避難指示 こちらはあま市です。 〇〇時〇〇分に地震が発生しました。今後、市内の河川から浸水する可能性があります。沿川の方は、ただちに屋内の高いところへ避難してください。 現在、浸水により〇〇地区は既に通行が困難な状況です。〇〇地区の方は、ただちに屋内の高いところへ避難してください。また、15分くらいで避難所に到着できる距離の方は、避難所への避難を至急開始してください。」

第3項 安否情報の収集

市は、被災した住民の生死や所在等の安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第8章 津波対策の普及啓発活動

第1節 基本的な考え方

津波災害から身を守るためには、市民一人ひとりが自らの命は自らが守るという観点の下、強い揺れや弱くても長い揺れを感じた場合には津波が発生することを想起し、大津波警報等の行政からの避難情報を待たずに自ら可能な限り迅速に高い場所へ避難を開始し、率先して避難行動を取ることを徹底させることが重要である。

市は、この原則を周知するため、手段・内容・啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた津波防災教育・啓発を継続的かつ計画的に実施する。

【津波に対する心得】

- 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

第2節 津波防災教育・啓発活動

第1項 職員に対する防災知識の普及、啓発

市職員が一丸となって積極的に地震防災応急対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて防災教育する。また、地震災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

- ・ 地震に関する基礎的な知識
- ・ 南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- ・ 実際に地震が発生した場合における市災害対策本部の設置及び対応措置等の内容
- ・ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

第2項 住民等に対する防災知識の普及、啓発

本計画で対象としている南海トラフ地震レベルの地震が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、市は、防災訓練や啓発活動等を通して市民に対する防災知識の普及を図る。

- ・ 警戒宣言等の意義及びこれに基づき実施される措置
- ・ 出火防止、自動車運行の自粛等の警戒宣言が出された場合の住民の責務
- ・ 地震に関する基礎的な知識

- ・ 市、県及び防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の概要
- ・ 避難場所等に関する地域防災情報
- ・ 非常持出品の用意、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の日常の防災対策
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発

(1) 教育関係職員に対する教育

市は、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して行われる研修の機会を通じて地震防災教育を実施する。この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

(2) 児童生徒等に対する教育

市防災担当部局は、学校等が行う児童生徒等に対する地震防災教育に関し、専門的立場から必要な指導及び助言を行う。地震防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性並びに学校等のおかれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的、継続的に実施する。

第9章 避難訓練計画

避難における問題点の検証と発生時の円滑な避難行動の開始に慣れていくために、適切な頻度で避難訓練を行う。

訓練参加者には、自主防災会を中心に訓練の重要性や他地域での参考となる取り組みについて説明し、毎年参加者が増加することを目指していく。

第1節 訓練の実施体制

訓練の実施体制は、住民組織、消防本部、消防団、水防団、地区内の事業者など、地域ぐるみの実施体制の確立を図る。また、児童・生徒の参加には教育部門との連携が不可欠となり、子供からお年寄りまで、世代を超えて多くの参加を得るために学校と地域が連携した訓練や準備段階での教師・地域住民の参画等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も重要である。

第2節 訓練の内容

訓練の内容は、津波被害が発生する地震を想定し、震源、浸水到達予想時間を想定し、地震の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要がある。

情報収集・伝達訓練	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類操作方法の習熟の他、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する訓練。
避難訓練	避難計画において設定した避難路や避難経路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する訓練。
津波防災施設操作訓練	実際に津波地震災害が起きた場合を想定し、あらかじめ決められた者が、浸水到達予想時間内で、適切な手順で水門・陸閘等の施設の操作を実施できるか、または、地震動等により通常の操作が不能となった場合の対応をどうするか等を実施する訓練。
監視・観測訓練	高台等の安全地域からの目視、監視観測とその情報を災害応急対策に生かす訓練。

※津波避難訓練における避難誘導方法について

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害等によって避難行動が困難となるため、自治会や自主防災組織等と連携して避難誘導訓練の実施に努める。また、災害の発生により交通機関の停止や道路の通行不能等が発生した場合、滞留旅客が相当数生じると見込まれるため、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受け入れが必要になった人への避難誘導訓練の実施に努める。

第3節 訓練の検証

第1項 訓練の検証

市及び自主防災組織等においては、訓練実施後、訓練結果の検証を行う。また、検証結果を踏まえ、必要に応じて訓練計画等を見直し、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2項 訓練の継続的な実施

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施する。

第10章 要配慮者の避難対策

津波災害発生時には、要配慮者に対する特別な配慮や支援が必要となる。市においては、要配慮者の所在情報の把握・管理及び災害時の安否確認、避難誘導體制の整備を推進する。

第1節 社会福祉施設等における対策

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努めるとともに、市との連携のもと、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

また、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、施設管理者は避難確保計画を策定する必要があると認められる場合には、市は、助言等を通じこれを支援する。

第2節 避難行動要支援者対策

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努める。

また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。

第3節 外国人等への対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が津波等災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、防災環境の整備に努める。

情報伝達の際に、広報車による伝達においては、平易な言葉で分かりやすく伝えるようにする。

また、聴覚障がい者や外国人等に対しては、行政からの避難の呼び掛け等が正確に伝わらない場合があることから、近隣者の支援が必要となる。そのため、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、自治会、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る。

第4節 平常時からの関係構築

平常時の要配慮者に関する情報は、高齢者、障がい者、外国人等に応じてそれぞれ所管課が異なるため、各所管課と防災関係部局とが密接に連携し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係の構築や、避難完了後の避難先での見守りの体制の構築等に努める。